

第2次甲賀市地域福祉計画

〈 令和6年度見直し版 〉

たたき台



わたしたちの
Well-being
を育てよう

令和29年7月 策定

令和7年3月 見直し

甲 賀 市

目次

第1章	計画の見直しについて	1
1	見直しの背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
	《包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業計画の位置づけ》	3
3	新たに盛り込む事項	4
	《ウェルビーイング Well-being》	5
	《第四の縁》	6
	(1) 重層的支援体制整備事業	7
	(2) 災害に備えた要支援者への支援体制づくり	7
4	計画期間	8
5	計画の策定体制	9
	(参考) 国等の動きと推進課題	9
6	協働による計画の推進	20
	(1) 市民の役割	20
	(2) 地域・団体等の役割	20
	(3) 市（行政）の役割	22
第2章	甲賀市の状況	23
1	人口等の現状	23
	(1) 人口・世帯等の状況	23
2	甲賀市市政に関する意識調査からみえる現状	29
	(1) 調査の目的	29
	(2) 調査の方法	29
	(3) 回収結果	29
	(4) 図表の見方	30
第3章	計画の理念と方針	39
1	基本理念	39
2	見直しの視点	40
3	基本方針	42

4 計画の体系	43
第4章 施策の展開	44
基本方針1 地域で支えるしくみづくり 〈しくみ〉	44
(1) 地域の支え合い、見守り活動の推進	44
(2) 住民同士が出会い参加できる居場所づくり	45
(3) 関係団体等の顔が見える関係づくり	46
基本方針2 地域福祉を支える人づくり 〈ひと〉	47
(1) ボランティアの育成・支援	47
(2) 福祉教育の充実	48
(3) 人と社会をつなぐ人材の育成・支援	49
(4) 福祉、保健介護等の専門的な人材の育成・支援	50
(5) 多様性を認める意識醸成	51
基本方針3 適切な支援へつなげる体制づくり 〈ネットワーク〉	52
(1) 関係機関等との協働による支援体制づくり	52
(2) 身近な相談や総合的に対応できる窓口の充実	53
(3) 福祉、健康等に関する情報提供・啓発の充実	54
基本方針4 健康で安心な生活ができる暮らしづくり 〈くらし〉	56
(1) 誰もが住みやすいまちづくりの実現	56
(2) 健康寿命の延伸を支える環境づくり	57
(3) 地域の防災・防犯活動、再犯防止の推進	58
(4) すべての人の権利を守る取組み	59
(5) きめ細やかなサービスの提供と質の確保	60
第5章 計画の推進	62
計画の進行管理	62
資 料 編	63
用語解説	64
甲賀市重層的支援体制整備事業実施計画	66

1 見直しの背景と趣旨

甲賀市では、平成 29 年（2017 年）7 月に「人々がつながり 暮らしの中で感じる幸せを未来へつなぐまち あい甲賀」を基本理念として『第 2 次甲賀市地域福祉計画』を策定し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

その間、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、医療体制のひっ迫、社会経済活動の停滞、社会的孤立や生活困窮者の増加など、未曾有の危機に直面することとなり、一人ひとりのいつもの暮らしに大きな影響を与えました。特に、社会的不利な立場に置かれていることが多い高齢者、障がい者、生活困窮者、子ども、ひとり親世帯、外国にルーツを持つ人等への社会的・経済的影響は甚大で、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

一方、国の政策として「地域共生社会」の実現を基本コンセプトにし開始された、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業について、令和 4 年（2022 年）4 月から本市でも取り組みをスタートさせました。

本市では、総合計画の中で「新しい豊かさ」を明記しています。地域福祉計画では、この新しい豊かさを、「実感できる豊かさ」（≡ウェルビーイング）と解釈し、広域での福祉・幸せと合致するものと捉えました。一人ひとりのウェルビーイングを大切にしながら、社会全体（わたしたち）のウェルビーイングを考えられる社会をめざすものです。

特に、つながりについては、地縁、血縁、社縁にプラスして、「第四の縁」を挙げ、新しいつながりをつくりながら、互いの存在を認めあい、支えあい、誰にも居場所がある、誰もが必要とされながら、孤立せずにその人らしい暮らしが守られる地域社会づくりをめざしています。

誰一人取り残さないまちづくりは、一人の困りごとを地域の困りごととしてとらえ、まちの仕組み（政策）にまで押し上げることです。

こうした社会情勢の変化を踏まえて、社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会「地域福祉活動計画」と基本理念や施策を共有し、緊密に連携、協働をしていきながら、地域福祉計画を見直します。

2 計画の位置づけ

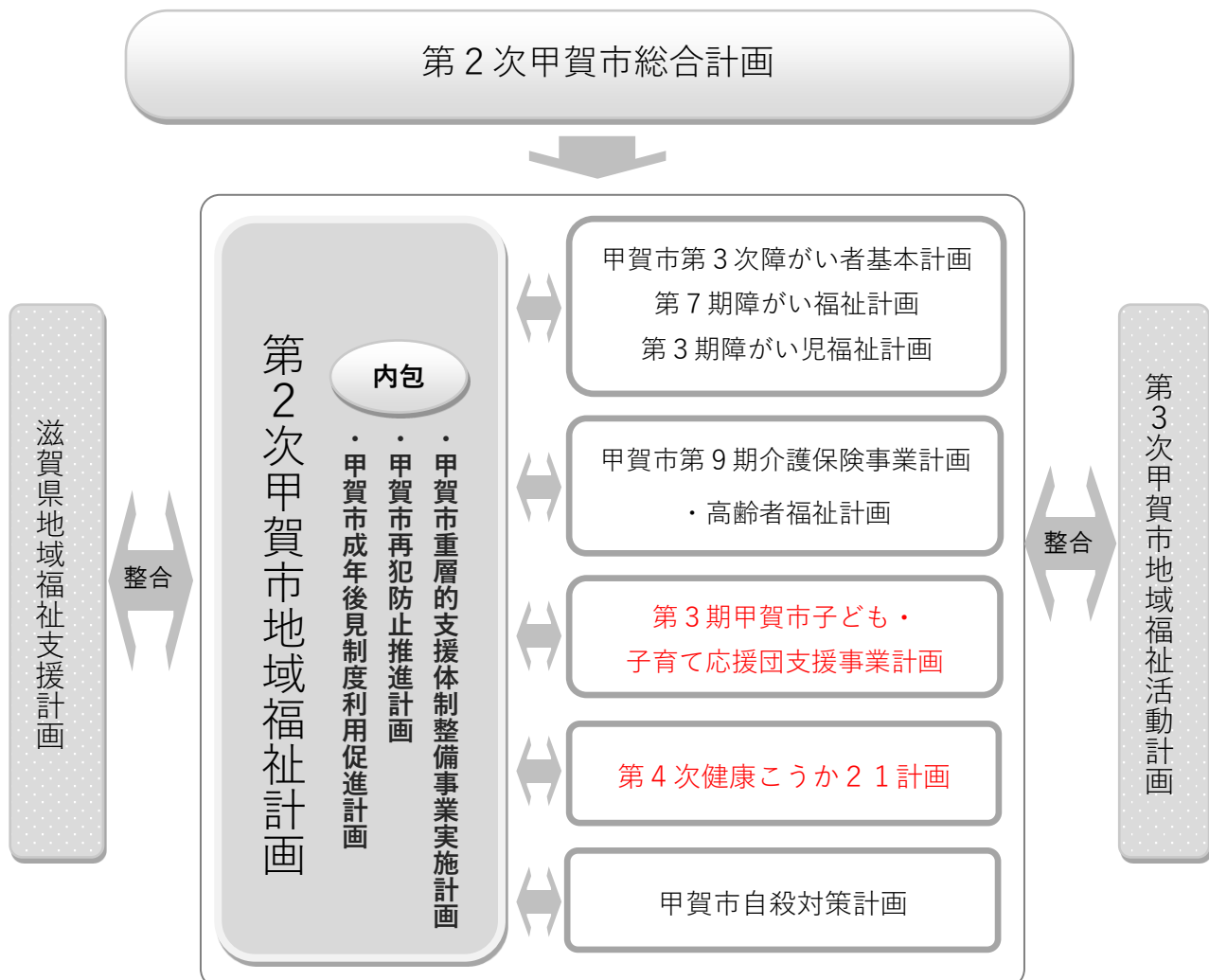
地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく行政計画です。

施策の展開にあたっては、市の上位計画である「第 2 次甲賀市総合計画」との整合を保つとともに、計画に定められた保健福祉分野の基本的な方向を示すものとして位置づけます。また、個別の行政福祉計画や甲賀市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との整合を保ち、地域住民や関係団体等の主体的な福祉活動の方向を示す役割を担う計画とします。

なお、「甲賀市重層的支援体制整備事業実施計画」(令和 5 年度策定)は、本計画に内包します。

重層的体制整備事業実施計画は、地域包括ケアシステムの一部であることから、第 9 期介護保険事業計画とも整合を保ちます。

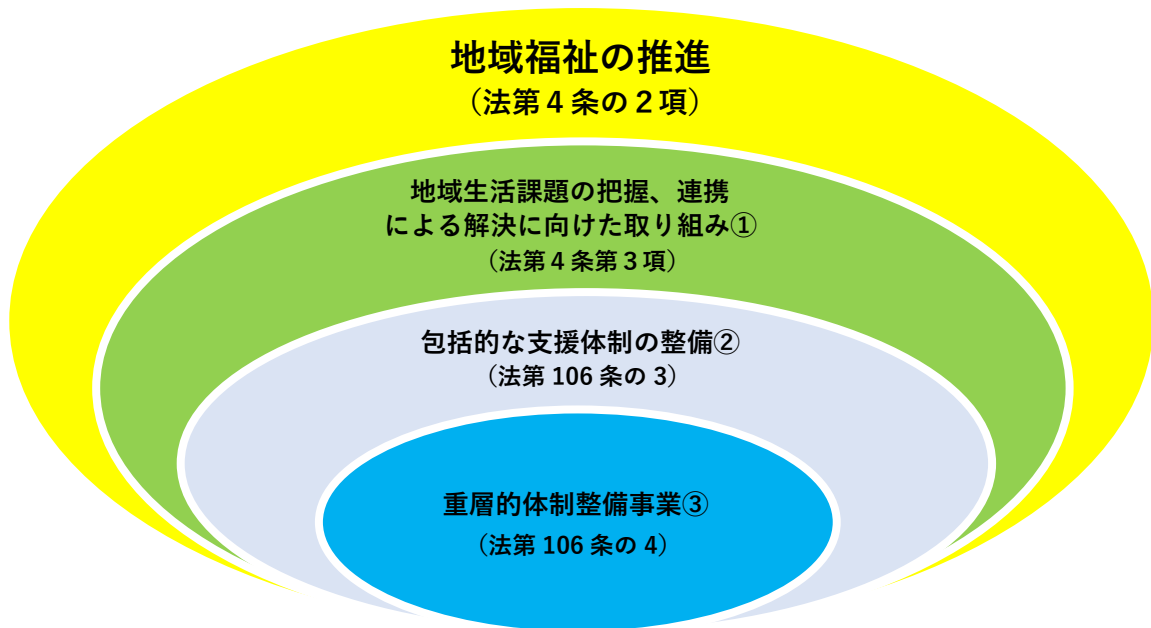
【地域福祉計画と他の関連計画との関係】



《包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業計画の位置づけ》

地域共生社会の実現

改正 社会福祉法第4条第1項



法の規定		市の取り組み
①地域生活課題の把握、連携による解決に向けた取り組み (法第4条第3項)	●福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題 ●地域からの孤立、社会参加の中で生じる課題・把握・連携して解決を図る体制づくり	みんなでつくり育てる 健康・いきいき・安心のまち あい甲賀 ～地域包括ケアシステムの深化～ 6つのテーマ 1. 健康づくり・介護予防の推進 2. 在宅生活を支えるしくみづくり 3. 認知症施策の推進 4. 生きがい・地域づくりの推進 5. 安全・安心な暮らしの推進 6. 介護サービスの充実 重点施策 ①介護予防普及啓発事業 ②地域包括支援センターの機能の充実 ③認知症の人とその家族が安心して過ごせる居場所づくり、人材育成と体制整備 ④高齢者虐待防止の推進 ⑤複合的な生活課題の解決に向けた体制整備
②包括的な支援体制の整備 (法第106条の3)	●地域住民の活動の場・交流する拠点の整備 ●住民の困りごとを、分野を問わず包括的に受け止める場の整備 ●相談支援機関の協働とネットワークの整備	
③重層的支援体制整備事業 (法第106条の4)	●相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ※等を通じた継続的支援事業） ●参加支援事業 ●地域づくり事業	甲賀市 重層的支援体制整備事業計画策定 (令和5年 12月)

3 新たに盛り込む事項

令和2年（2020年）のコロナウィルスの蔓延により、地域福祉活動においても、従来の集いふれあう支援のあり方が変容を迫られ、経済的困窮や差別、社会的孤立、つながりの希薄化といった問題が加速度的に進行しました。これまでの経済的な成長や物質的な豊かさをめざしていた社会は一転、個々人の暮らし方やコミュニティのありかたに転換を迫られることとなりました。

持続可能な地域、地域共生社会の実現には、一人ひとりが「豊かさ」を根本から見直していく過程が必要です。そのような観点から、本計画では、「豊かさ」を「ウェルビーイング」ととらえました。これは、これまでの“開発したり作り出したりする”ことよりも、“今あるもののなかから、価値を見出だす”ことを基本とします。まずは、個人のウェルビーイングが大切です。それは、私らしさを大切にしたい自己実現や自律的な活動です。近年の福祉は、一人の人間として、暮らしの充足や満足感、自律性を積極的に尊重しようという考え方に変わってきています。個々人（わたし）の多様なウェルビーイングを認め合い育て、社会全体（私たち）のウェルビーイングにつながることを基盤とします。

令和4年度から本格的にスタートした重層的支援体制整備事業は「既存の制度を重ねること」「既存の相談支援を重ねること」「地域や法人の活動を重ねること」といった3つの重なりでの体制整備です。特に本市では、対話を大切にしたい多機関協働、興味関心から始まる参加支援や居場所づくり、人をつなげる人材づくりに注力しています。

また、全国的に相次ぐ自然災害に対する備えは、自力で逃げるのが困難な要支援者等に対しては特に重要となります。本人、家族、自治会や地域の関係機関と当事者本人の心身の状況、居住実態、ハザードの状況を考慮しながら、優先順位を決めていきますが、介護、障がい、医療の関係機関と行政の協働で「だれ一人取り残さない災害時の支援体制」を進め、安心して住みよいまちづくりをめざすことを位置づけます。

【 地域福祉計画に新たに盛り込む事項 】

幸福：実感できる豊かさをめざし：ウェルビーイング

（１）重層的支援体制整備事業の展開

（２）災害に備えた要支援者等への支援体制づくり

《ウェルビーイング Well-being》

幸せの実感とは、社会の一員として、一人ひとりが、気負わないで自分らしくいきいきと生き続けることです。人は、それぞれで十人十色です。2015年の国連総会で採択されたSDGsの宣誓文の目標3にめざす社会像を「身体的・精神的・社会的にウェルビーイングな社会」と明記されています。

甲賀市総合計画第3期基本計画 「新しい豊かさ」を実現するため10の視点

1. 「自分らしさ」の実現と多様性の尊重
2. 誰にも居場所がある支えあいのまちづくり
3. 可能性に挑戦する次世代教育
4. 地域経済の循環による持続可能なまちづくり
5. 職住近接による豊かな家族時間
6. まちなみを形成する「魅せる」デザイン
7. 若者の挑戦を応援するまちづくり
8. DXによる便利で安心な暮らし
9. 自然と共生するまちづくり
10. 歴史・文化・芸術に囲まれた豊かな暮らし

SDGs

3 すべての人に
健康と福祉を



ウェルビーイング

新しい豊かさ→Well-being

ウェルビーイングとは

気負わないで、“いいね！”が続いている、
生きて・いること自体に価値がある。

Well + being

WHOによると、
個人や社会のよい状態という意味。
「Well-being is positive state experienced
by individuals and societies.」

日々の「いいね！」が続くこと＝幸せ 一人ひとりの幸せの実感

経済が発展・成熟したいま、モノやサービスがどれだけ売れたかという経済の豊かさが幸せであるとは限らず、心の豊かさや幸福を重視する社会が望ましいとの価値観が、世界中で広がっています。開発ではなく、日々の今あるもののなかから、一人ひとりが自分らしさを大切に、「いいね。」を感じ続けられること。

ウェルビーイングには3つの特徴

わたしにとっての幸せが…

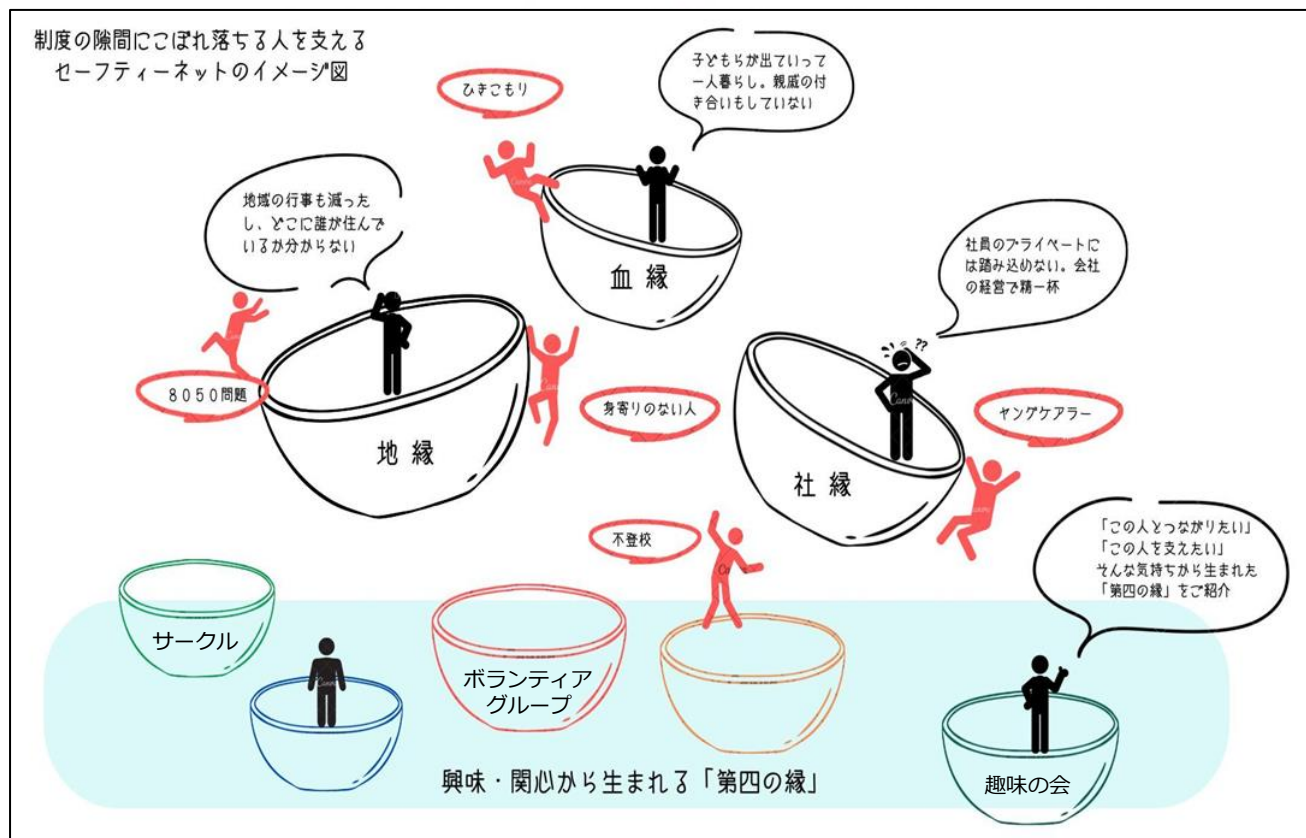
- (1) 自分自身で実感できていること **(主観的)**
- (2) その実感が続いていること **(持続的)**
- (3) 一人ひとりそれぞれ異なる姿があり、
様々な共通の要素が影響しあっていること
(多様性・多面性)

わたしのウェルビーイングから
わたしたちのウェルビーイングへ

《第四の縁》

かつては、血縁・地縁・社縁といったつながりがセーフティネットとなり、さまざまな困りごとを抱える個人や家族を支えていました。しかし、急速な社会変化に伴い、三つの縁の機能が弱くなり、制度の隙間にこぼれ落ちてしまう人が増えてきました。例えば、ひきこもりがちな人や、ヤングケアラー、不登校児童・生徒、身寄りのない高齢者などです。

このような隙間の困りごとを支える縁として期待されるのが「この人とつながりたい」「この人を支えたい」という気持ちでつながる「第四の縁」です。



（１）重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、既存の介護・障がい・子ども・生活困窮の相談支援等の取り組みを十分に活用しながら、地域住民やその世帯の多様化・複雑化した困りごとを受け止める包括的な支援体制を構築し、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。

本計画で示す地域共生社会の実現に向けた理念と方針を前提とし、実施のために必要な事項について、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し包括的な支援体制の具体的な４つの柱を示します。

①ひきこもりの方への支援

②居場所の創設応援

③社会福祉法人との連携・協働

④身寄りのない方への支援

（２）災害に備えた要支援者への支援体制づくり

頻発する自然災害への対応は急務です。災害時にどのような支援をするかという視点だけでなく、災害時の要援護者支援を実現できるのは日常生活からの活動が大きく関わります。

要支援者の情報共有や連携の推進、福祉避難所の周知と合理的配慮の実践、まだ埋もれている防災ニーズの把握と実効性のある取り組みには、トリアージを想定した地域と行政の協働が大切です。

また、日常から災害を見据えた活動を行っていくと同時に、災害はあらゆる人に関係するテーマであることから、災害支援を切り口にした取り組みによってより多くの人の関わりを促し、みんなが参加者であり支え合う意識を醸成しながら地域づくりを進めていくことが大切です。

4 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度から令和 10 年度までの 12 年間とします。

なお、国、滋賀県等の動向を踏まえるとともに、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて 4 年ごとに見直しできるものとします。

令和 3 年度の見直しに次いで、令和 6 年度は 2 回目の見直しになります。

平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和２年度 2020年度	令和３年度 2021年度	令和４年度 2022年度	令和５年度 2023年度	令和６年度 2024年度	令和７年度 2025年度	令和８年度 2026年度	令和９年度 2027年度	令和10年度 2028年度
第２次甲賀市総合計画 第１期				第２次甲賀市総合計画 第２期				第２次甲賀市総合計画 第３期			
第２次甲賀市地域福祉計画 第１期				第２次甲賀市地域福祉計画 第２期				第２次甲賀市地域福祉計画 第３期			
見直し 見直し											
第２次甲賀市地域福祉活動計画 （社会福祉協議会）				第３次甲賀市地域福祉活動計画 （社会福祉協議会）				第４次甲賀市地域福祉活動計画 （社会福祉協議会）			
	第２次障がい者基本計画			第３次障がい者基本計画							
	第５期障がい福祉計画			第６期障がい福祉計画			第７期障がい福祉計画				
	第１期障がい児福祉計画			第２期障がい児福祉計画			第３期障がい児福祉計画				
	甲賀市第７期 介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画			甲賀市第８期 介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画			甲賀市第９期 介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画				
第２期甲賀市子ども・ 子育て応援団支援事業計画								第３期甲賀市子ども・ 子育て応援団支援事業計画			
第３次健康こうか２１計画								第４次健康こうか２１計画			
							第２次甲賀市自殺対策計画				

5 計画の策定体制

地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域の生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、専門職を含めた多様な関係機関との協議のうえ、目標を設定し、計画的に策定していくものです。

本計画の見直しにあたっては、策定への市民参加を実現するために、甲賀市市政に関する意識調査を実施するとともに、学識経験者、福祉分野の関係者、福祉関係団体、公募による市民といった幅広い分野の関係者を委員で組織する「甲賀市地域福祉計画審議会」において審議を行いました。

(参考) 国等の動きと推進課題

近年は、少子高齢化の進行とともに、家族形態も変化し、核家族化や単身世帯が一層増加しています。人々のライフスタイルや価値観も多様化しており、地域の相互扶助機能の低下、人と人の関わり方の変化、外国につながりがある人々との多文化共生の必要性の高まりなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

また、虐待や貧困、ひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複雑・多様化している福祉の諸課題に対応していくためには、これまでの行政サービスだけでは困難となっており、ケースごとの横断的な対応をはじめ、地域住民や多様な担い手との連携した取り組みが求められています。そのような中、国では住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざし地域福祉の推進に向け、平成 30 年（2018 年）4 月に、社会福祉法の一部を改正しました。そして、令和 3 年（2021 年）の社会福祉法改正では、複合化・複雑化するニーズに対応するための重層的支援体制整備事業が創設されています。

①地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

（令和 3 年（2021 年）4 月施行）

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉

連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和3年（2021年）4月に施行されました。

地域福祉の推進

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

包括的な支援体制の整備

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

重層的支援体制整備事業実施計画

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であって地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

トピックス

地域共生社会とは？

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

トピックス

甲賀市重層的支援体制整備事業とは？

①ひきこもりの方への支援

一人の生きづらさを丸ごと受けとめ、多機関協働により支援会議や重層的支援会議を開催し、自宅訪問等（アウトリーチ）を繰り返しながら関係性を築き、本人の状態や希望に応じて、必要な社会資源の情報提供、医療や福祉サービス等へのつなぎを行います。

ひきこもりをはじめとする孤立・孤独状態にある人の正しい情報を見える化し啓発に工夫しながら、分野を越境し市内全体、市全体で「甲賀市のひきこもり支援をどうするのか」という問いを立て、仕組みづくりの段階から協働して取り組んでいきます。

また、社会参加のあり方は多様ですが、まず、就労につなげる支援体制の整備が必要であります。「働くこと」は経済的自立の実現に向けた手段のみならず、一人ひとりの豊かな暮らしの実現に深く関わります。

就労支援、就労促進に向けては、地域共生社会推進課と商工労政課を中心とした関係機関の協働が求められます。今後の支援体制及び支援方針は、「第2次甲賀市就労支援計画」を本実施計画に盛り込み、その計画を基にして関係機関と連携・協働していきます。

②居場所の創設応援事業

地域共生社会の実現に向けて、一人ひとりの自律を叶える「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援は強化すべき機能です。この参加支援は、本人や世帯が地域社会との関わり方を自らで選び、役割を見出せるように多様な接点を確保することを目的としています。本人や世帯の抱える課題を把握するだけではなく、本人の興味関心からはじまる社会参加も踏まえ、地域の社会資源との間に入って調整し（コーディネート）、うまく組み合わせる（マッチング）事業です。

このコーディネートとマッチングは、試行錯誤しながらオーダーメイドで居場所を創っていくこととなります。行政は関係者・関係団体の主体性を尊重し、手を離さずに応援し続けます。

③社会福祉法人との連携・協働

市内には社会福祉協議会をはじめとし、児童福祉、障がい福祉、高齢福祉を担う社会福祉法人が数多くあります（甲賀市が所轄となる法人は14法人）。地域共生社会の実現に向けて、各法人がこれまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を生かしながら、社会福祉事業の実施や「地域における公益的な取り組み」の実践等を通じて、地域において主体的な役割を果たしていくことが期待されます。

令和6年度から、複数の法人同士の新たな「地域における公益的な取り組み」が始まっており、行政は、対話を重ねながら、積極的に連携を図ることとします。

④身寄りのない方への支援

血縁、地縁、社縁がその機能を果たし難くなった昨今において、他者との関係性を欠き、社会から孤立した状態で生涯を閉じる孤立死が、本市においても増加傾向にあります。

地域共生社会の実現は、「社会的孤立の防止」であり、孤立死の増加は重層的支援体制整備事業が上手く機能しなかった結果だと言えます。

身寄りのない人の「死後事務」の仕組みを多機関協働で整備することをスタート地点とし、そこから「いかに孤立死を防ぐか」といった予防的視点を加えて甲賀市版のガイドラインを作成していきます。

市町村地域福祉計画

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

この法改正により、「重層的支援体制整備事業」が創設され、実施については努力義務が課せられました。本市では、本格実施に向けて令和 5 年（2023 年）3 月に「甲賀市市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定しました。

また、地域包括ケアシステムの推進が掲げられている令和 6 年（2024 年）3 月策定された第 9 期介護保険事業計画と整合を図り、共生社会の実現を図ります。

②孤独・孤立対策推進法

（令和 6 年（2024 年）4 月施行）

社会の変化により個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取り組みについて、孤独・孤立対策推進法が制定されました。ここでは本計画の見直しに関連する内容について、孤独・孤立対策推進法から抜粋したものを記載します。

（孤独・孤立対策の重点計画）

第八条 孤独・孤立対策推進本部は、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（以下この条及び第二十一条第一項第一号において「孤独・孤立対策重点計画」という。）を作成しなければならない。

（国民の理解の増進等）

第九条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

（相談支援）

第十条 国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（協議の促進等）

第十一条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（人材の確保等）

第十二条 国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

③災害対策基本法等の一部を改正する法律

（令和 3 年（2021 年）5 月施行）

甚大な災害をもたらした令和元年東日本台風（台風第 19 号）等においては、避難勧告、避難指示の区別等、行政による避難情報が分かりにくいという課題が顕在化したことに加え、避難しなかった又は避難が遅れたことによる被災、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、高齢者等の被災等も多数発生したため、防災対策実行会議の下に新たに「令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」（以下「令和元年台風第 19 号 WG」という。）が設置されました。

令和元年台風第 19 号 WG の報告（令和 2 年 3 月）においては、令和 2 年度も引き続き検討を行うべき事項として、「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）に規定される避難勧告及び避難指示の取扱い、高齢者等の避難の実効性確保、広域避難等が挙げられました。

これらの検討事項については、令和 2 年（2020 年）6 月から「令和元年台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」（以下「避難情報等

SWG」という。)及び「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」(以下「高齢者等SWG」という。)において検討が進められ、各報告書がとりまとめられたことを踏まえ、これらの検討課題に対応するため、令和3年(2021年)3月に災害対策基本法等の一部を改正する法律案を第204回国会に提出し、衆参両院での審議を経て令和3年(2021年)4月に成立しました。改正事項の内「個別避難計画の作成」については、以下のとおりです。

「個別避難計画の作成」

近年の災害において、多くの高齢者・障害者等が被災しており、自ら避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である個別避難計画の作成を一層推進することにより、高齢者等の円滑かつ迅速な避難を図る必要があるとの高齢者等SWGの最終取りまとめ等を受けて、一部の市町村において作成が進められている個別避難計画について、全国的に作成を推進する観点から、当該計画の作成を市町村の努力義務とすることとしました。

加えて、個別避難計画に記載された情報については、平常時には、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得た場合又は条例に特別の定めがある場合において、消防機関、民生委員などの避難支援等関係者等に対して提供できることとし、災害時には、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得なくても避難支援等関係者に対して提供できることとするなど、避難行動要支援者の避難の実効性を高める措置を講じました。

④認知症基本法

(令和6年(2024年)1月施行)

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現にむけて、共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下 認知症基本法)が制定されました。ここでは本計画の見直しに関連する内容について、認知症基本法から抜粋したものを記載します。

(認知症の人に関する国民の理解の増進等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進、認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進)

第十五条 国及び地方公共団体は、認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進を図るため、移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保、地域において認知症の人を見守るための体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症の人の社会参加の機会の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会の確保、認知症の人の社会参加の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護)

第十七条 国及び地方公共団体は、認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るため、認知症の人の意思決定の適切な支援に関する指針の策定、認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進、消費生活における被害を防止するための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるよう、認知症に係る専門的な医療又は認知症の人の心身の状況に応じた良質かつ適切な認知症の人に対する医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に、認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため必要な体制の整備を図るものとする。

⑤こども基本法

(令和 5 年 (2023 年) 4 月施行)

不登校や児童虐待、少子化など、子どもを取り巻く課題の観点から、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、「こどもまんなか社会」の実現をめざし、総合的かつ強力に子ども施策を推進していくために、「こども基本法」が令和 5 年 (2023 年) 4 月に施行されました。

この法律では、子ども自身が意見を表明できる機会や社会的活動に参画する機会の確保、子どもの人権及び権利擁護など、社会全体として子どもの成長に対する十分な支援を行っていくことが求められています。また、子どもの未来を見据えた支援を通じ、子育てが行いやすい社会の実現をめざす、若者や保護者のための基本法でもあります。

⑥第二期成年後見制度利用促進基本計画

(令和 4 年 (2022 年) 3 月閣議決定)

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいがあることなどにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていない状況にあります。

平成 28 年 (2016 年) 5 月には、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、翌年に成年後見制度利用促進基本計画 (計画期間 5 年、以下基本計画という。) が策定されました。

また、今後も認知症高齢者等の増加が予想され、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大することが見込まれることから、令和 4 年 (2022 年) 3 月に第二期基本計画が閣議決定され、制度の利用を必要とする人が地域社会へ参加し、尊厳のある本人らしい生活を継続するために、権利擁護支援の推進、運用の改善等、司法による権利擁護支援を身近なものにする仕組みづくりなど、地域共生社会の実現に向けた取り組みについて定められています。

本計画は、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度を利用する本人の権利擁護や、地域の支援ネットワークに関することなどについて、施策に位置づけています。

トピックス

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」

成年後見制度利用促進基本計画においては、後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援のあり方についての指針の策定に向けた検討を行うこととされています。

これを受けて、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体をメンバーにして立ち上げられたワーキング・グループにより、令和 2 年 (2020 年) 10 月に「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が作成されました。

このガイドラインは、専門職後見人はもとより、親族後見人や市民後見人を含め、後見人等に就任した者が意思決定支援を踏まえた後見事務等を適切に行うことができるように、また、中核機関や自治体の職員等の執務の参考となるよう、後見人等に求められている役割の具体的なイメージを示したものです。

⑦第二次再犯防止推進計画

(令和 5 年 (2023 年) 3 月閣議決定)

近年、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていたことから、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28 年 (2016 年) 12 月に公布・施行されました。

この法律では、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。また、この法律に基づき、平成 29 年 (2017 年) 12 月に第一次再犯防止推進計画が閣議決定されました。本計画は、国の再犯防止推進計画及び神奈川県再犯防止推進計画に基づき、犯罪や非行をした人の再犯防止を目的とした施策の方向性などが盛り込まれています。

令和 5 年 (2023 年) 3 月、新たに第二次再犯防止推進計画が閣議決定され、その中で地方公共団体には「立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくり」が期待されています。

⑧持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針改定版、SDGs アクションプラン

平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「SDGs (持続可能な開発目標)」は、令和 12 年 (2030 年) までに地球上の「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための国際目標です。

日本においても、政府が平成 28 年 (2016 年) 12 月に「SDGs 実施指針」を策定、令和 5 年 (2023 年) 12 月に 2 度目の改定を行い、SDGs 推進の主要原則や方向性を示しました。

特に、目標 3 「すべての人に健康と福祉を」は、衛生環境や環境汚染、保健分野の問題など様々な健康、福祉問題に対処するために定められた目標です。

諸外国に比べ日本は医療体制が充実しているとはいえ、生活習慣対策やコロナ禍により対応策の脆弱性が浮き彫りになりました。

これらを踏まえ、誰一人取り残さない持続可能な地域社会づくりを通じて SDGs の達成に貢献できるよう、本計画においても SDGs の視点を取り入れます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



トピックス

個人のウェルビーイング指標

他者との関わり ウェルビーイング

生活の中で、他者と深い関わりや愛情を持つことができるか

心と体の健康 ウェルビーイング

心と体が健康で、自分がしたいと思ったことをする十分なエネルギーがあるか

地域とのつながり ウェルビーイング

地域や社会と繋がっていると感じられているか

経済的な ウェルビーイング

支出や収入をうまく管理することにより、経済的に満足できているか

役割遂行 ウェルビーイング

仕事や特技、役割に納得感を持っていて、取り組んでいるか

出典：アメリカ ギャラップ社による「個人のウェルビーイング」を測定する指標

6 協働による計画の推進

計画の推進にあたっては、市民、区・自治会、民生委員・児童委員、地域の各種団体、ボランティア、社会福祉協議会等が、顔の見える関係を築きます。地域の課題の抽出や仕組みづくりを、対話を重ねながら一緒に考え、合意をとる「連携・協働」で進めていきます。

（１）市民の役割

市民は、地域や地域福祉に関する活動を行う者と連携・協働して、地域福祉を推進していく主体です。

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせることを目標に、市民が自身の存在を認め、一人ひとりができることを考え行動し、互いを認め合うことにより支え合いを実践することが大切です。地域に住んでいる他の誰かのために、自らの時間や技術を喜んで持ち出すようなやりとりが新たなコミュニティの創造につながります。

（２）地域・団体等の役割

①地域の役割

区・自治会や自治振興会等は、地域福祉を推進するための基盤として、また市民が地域福祉に参画する場としての役割が期待されています。

「地域の困りごと」だけではなく、「地域でやりたいこと」を考え、活動することで、より豊かな暮らしの実現をめざしたまちづくりにつながります。

今後も、地域における見守り、支え合いを進めていくとともに、地域の課題を解決するため、市、関係機関・団体等との連携強化や人材の育成を進めていき、地域福祉活動や居場所づくりへとつなげます。

②民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域での生活上のさまざまな相談に応じ、必要な支援を行うことや見守り活動、福祉サービスの情報提供を行う等、行政や関係機関へのつなぎ役として重要な役割を果たします。

今後も、地域福祉を推進する第一人者として、市、市社会福祉協議会、地域団体、関係機関・団体等との情報交換を行い、地域生活課題の早期発見・早期支援につなげます。

③ボランティア・NPO等の役割

複雑化・多様化する悩み等を抱える人が増加している中で、親身に寄り添い課題に取り組む、ボランティア・NPO等への期待は高まっています。また、市民が興味や関心を示すことで、地域福祉活動を始めるきっかけや受け入れの場としても期待されています。地域福祉の推進においては、地域に暮らす多様な人たちを理解し、ともに支え合い、喜んで自らの時間や技術、そして資源を他の誰かのために持ち出せるような相互扶助の関係性が求められます。

④福祉関係事業者の役割

誰もが住み慣れた地域で自立した暮らしが送れるよう、より有効な福祉サービスの提供を進めるほか、人材の育成、支援をすることが期待されています。

今後も、多様化する生活課題に対応するため、事業の充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域、関係団体、他の専門機関等と連携し、地域の課題を解決する役割を担います。

⑤社会福祉法人の役割

平成28年（2016年）の改正社会福祉法（第24条）において、「社会福祉法人の公益的な取り組み」の実施に関する責務規程が創設されています。日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供しよう努めていくことが明記されています。

誰もが住み慣れた地域で自立した暮らしが送れるよう、他の事業者や企業などと連携を取りながら、より有効な福祉サービスの提供を進めるほか、人材の育成、支援をすることが期待されています。

今後も、多様化する生活課題に対応するため、事業の充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域、関係団体、他の専門機関等と連携し、地域の課題を解決する役割を担います。

地域福祉を推進する車の両輪として市と連携するとともに、住民主体によるご近所福祉活動を推進し、市民が抱える課題を地域全体の課題と捉えた地域づくりをめざします。

(3) 市（行政）の役割

これまでのように、その人だけ、区や自治会だけ、福祉施設だけ、といった単体組織には限界があります。

また、行政は万能でないことを理解し、既にある地域のつながりや支え合う関係性や市民の主体性を尊重し、行政からの必要な範囲で活動を応援するボトムアップの視点が大切です。そのためには、市民や関係機関との対話を繰り返し行い、事業や取り組みの実施状況の分析だけでなく、実施してみて初めて生まれた価値にも着目していきます。

行政部署でも福祉部局だけでなく、暮らしを支えるあらゆる部局の協働・連携が重要となります。さまざまな視点から課題を捉え、地域や関係機関・団体等との多機関のネットワークを強化し、より市民に近い行政となるよう地域福祉施策を推進します。

トピックス

「タウンミーティングより」

8月末開催予定

第 2 章

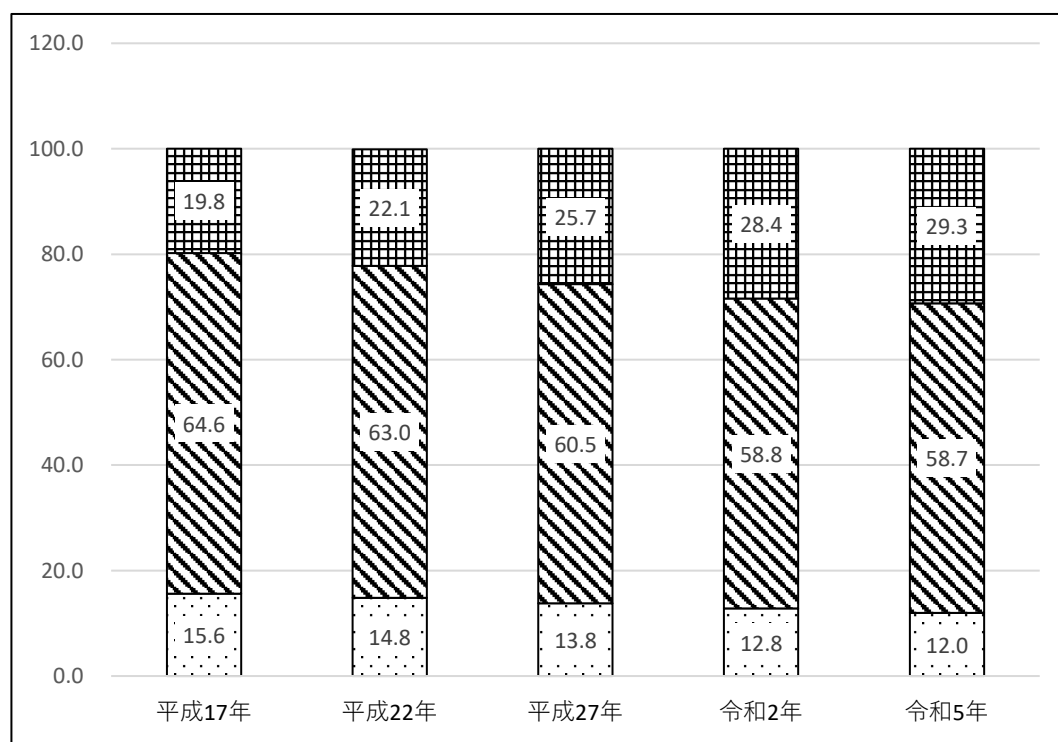
甲賀市の状況

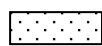
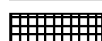
1 人口等の現状

(1) 人口・世帯等の状況 . . .

① 総人口・年齢 3 区分別人口の推移

年齢 3 区分別人口割合の推移をみると、平成 17 年以降、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少しています。一方、高齢者人口（65 歳以上）は増加しており、平成 17 年から令和 5 年の間で 9.5 ポイントと大きく増加しています。



 年少人口（0～14 歳）
 高齢者人口（65 歳以上）

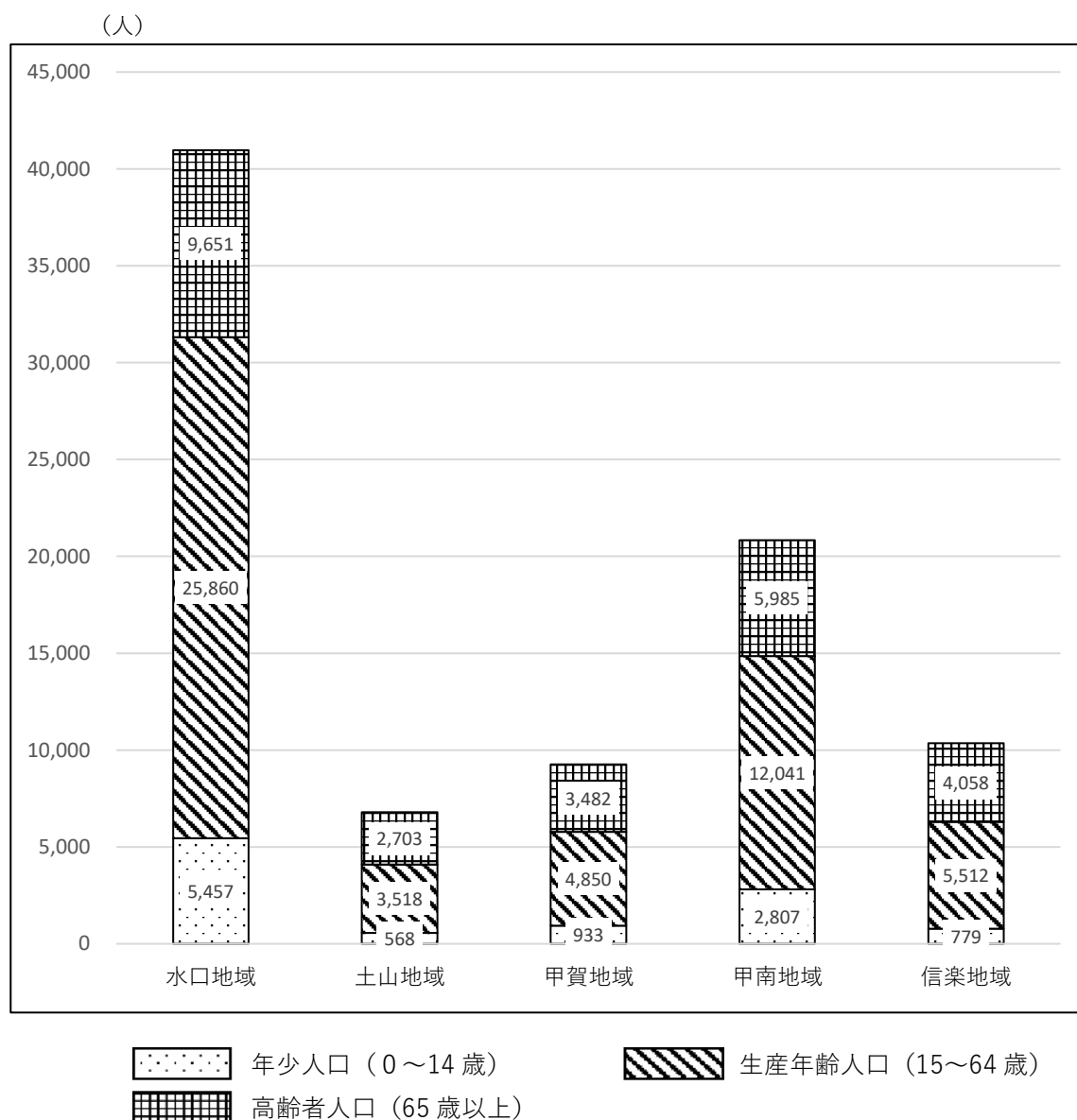
 生産年齢人口（15～64 歳）

※ 平成 17 年～令和 2 年：国勢調査より

※ 令和 5 年：住民基本台帳（令和 6 年 3 月末）より

② 地区別年齢3区分別人口

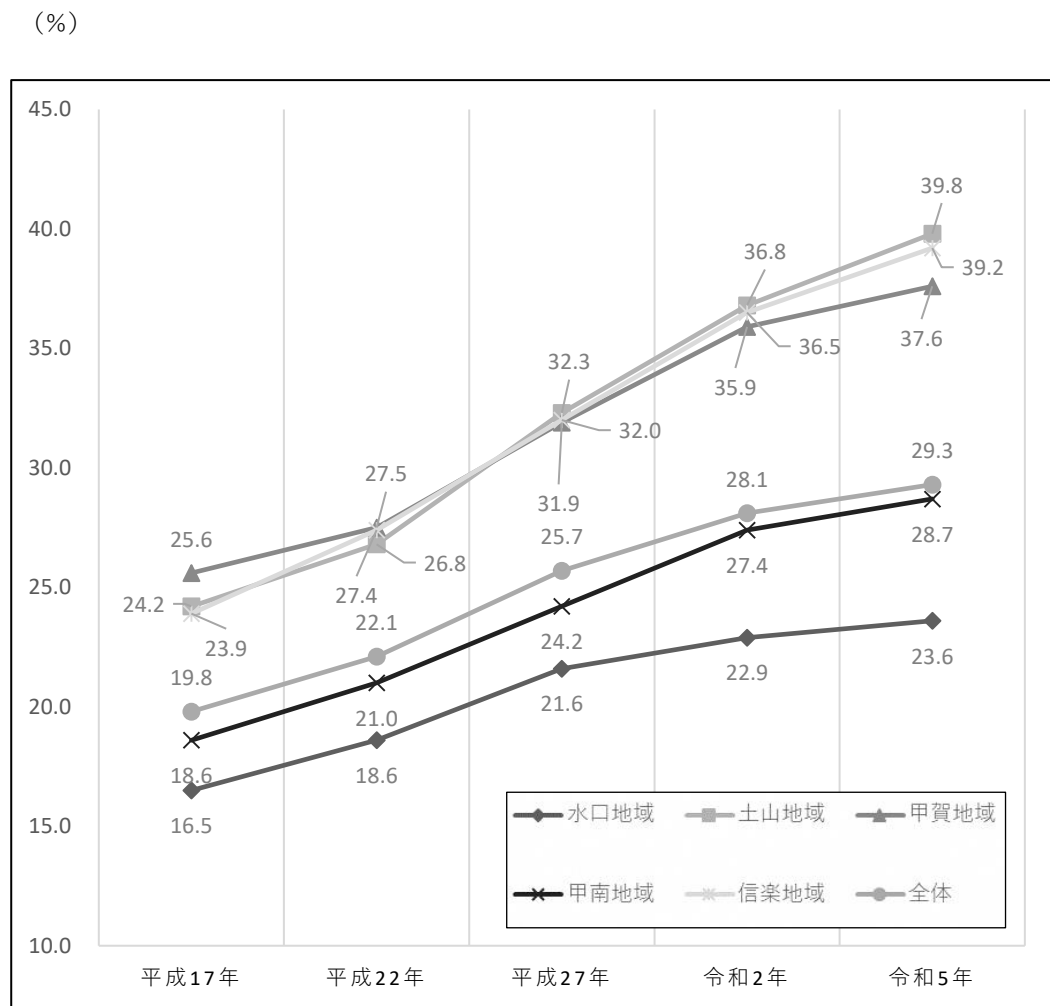
甲賀市の人口が88,204人であり、地域別の人口は、水口地域が40,968人、土山地域が6,789人、甲賀地域が9,265人、甲南地域が20,833人、信楽地域が10,349人となっています。市全体の約46%の人口を水口地域が占めています。統計から、土山地域、甲賀地域、信楽地域の高齢者人口の割合が多いことが分かります。



住民基本台帳（令和6年3月末）より

③ 地区別高齢化率の推移

地区別の高齢化率の推移をみると、平成 12 年以降、全ての地域で増加しています。土山地域、甲賀地域、信楽地域では高齢化率が 35%を上回っています。



※住民基本台帳（令和 6 年 3 月末）

④ 少子高齢化の状況

区分	人口 (人)	高齢者人口 (65歳～) (人)	高齢化率 (%)	子ども人口 (0歳～19歳) (人)	子ども比率 (%)
全国	1,243,420,000	362,280,000	29.1	196,390,000	15.8
滋賀県	1,400,910	374,189	26.7	249,127	17.8
甲賀市	88,204	25,879	29.3	14,931	16.9
地域別	水口	40,968	23.6	7,659	18.7
	土山	6,789	39.8	850	12.5
	甲賀	9,265	37.6	1,360	14.7
	甲南	20,833	28.7	3,880	18.6
	信楽	10,349	39.2	1,182	11.4

出典：総務省人口推計（一部概算値）、滋賀県の人口と世帯数、住民基本台帳（令和6年3月末現在）

⑤ 介護保険被保険者数および認定状況

（単位：人）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数	24,809	25,103	25,397	25,571	25,737
要支援・ 要介護 認定者数	総数	4,596	4,582	4,616	4,624
	要支援1	703	658	631	615
	要支援2	594	544	564	510
	要介護1	894	938	994	998
	要介護2	806	767	770	799
	要介護3	572	653	643	667
	要介護4	545	557	575	589
	要介護5	482	465	439	446
第1号認定者率	18.20%	17.90%	17.90%	17.80%	17.50%

（各年度9月末現在）

⑥ 障害者手帳交付者の状況

(単位：人)

手帳種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい者手帳	3,637	3,449	3,492	3,405	3,432
療育手帳	1,093	1,149	1,187	1,233	1,281
精神障がい者保健福祉手帳	635	660	695	759	835

⑦ ひとり親家庭の状況

(単位：世帯)

年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
合 計	372	429	480	389
母子家庭	315	366	416	328
父子家庭	57	63	64	61

出典：国勢調査

⑧ 甲賀市における生活困窮者の状況を把握するための参考データ

No.	関 連 項 目	件数・人数	期間・時点	情報元
1	消費生活・多重債務相談件数	14 件	令和 5 年度	生活環境課
2	生活保護相談件数	167 件	令和 5 年度	生活支援課
3	生活保護受給世帯数	278 件	令和 6 年3月末	生活支援課
4	自立相談支援機関相談件数	3,735 件	令和 5 年度	生活支援課
5	法外援護・小口資金貸付事業利用者数	7 件	令和 5 年度	社会福祉協議会
6	児童扶養手当受給者数	458 人	令和 6 年3月末	子育て政策課
7	要保護・準要保護認定率	小学校10.4% 中学校13.7%	令和 5 年度	学校教育課
8	市県民税滞納者数	2,906 人	令和 6 年3月末	滞納債権対策室
9	国民健康保険滞納者数	1,849 人	令和 6 年3月末	税務課
10	後期高齢者医療保険料滞納者数	115 人	令和 6 年 5 月末	保険年金課
11	介護保険料滞納者数	538 人	R5現年度分 + R5過年度分	長寿福祉課
12	水道料金滞納者数	1,499 人	令和 6 年 5 月末	上下水道総務課
13	下水道使用料滞納者数	873 人	令和 6 年 5 月末	上下水道総務課
14	市営住宅使用料滞納者数	39 人	令和 6 年3月末	住宅建築課

⑨ 甲賀市における支援や配慮を要する人の参考データ

No.	関 連 項 目	件数・人数	期間・時点	情報元
1	NPO法人後見受任件数	7 件	令和 5 年度	NPO法人ばんじー
2	地域福祉権利用後事業契約件数	105 件	令和 6 年3月末	社会福祉協議会
3	高齢者虐待認定対応件数	33 件	令和 6 年3月末	長寿福祉課
4	高齢者虐待通報件数	50 件	令和 6 年3月末	長寿福祉課
5	障がい者虐待認定人数	2 人	令和 6 年3月末	障がい福祉課
6	障がい者虐待通報件数	9 件	令和 5 年度	障がい福祉課
7	児童虐待認定人数	378 人	令和 6 年3月末	家庭児童相談室
8	児童虐待通告件数	802 件	令和 5 年度	家庭児童相談室
9	小中学校不登校児生徒の在席率	小学校2.3% 中学校9.1%	令和 5 年度	学校教育課
10	自殺者数	19 人	令和 5 年	すこやか支援課

2 甲賀市市政に関する意識調査からみえる現状

(1) 調査の目的 . . .

この調査は、地域福祉計画を見直しするための基礎資料を得ることを目的として、市内にお住まいの18歳以上の人を対象に実施しました。調査内容は、地域福祉、児童福祉、高齢福祉、障がい福祉などの福祉領域についての意見や評価などについてです。

(2) 調査の方法 . . .

調査対象者	市内にお住まいの18歳以上の人
抽出方法	層化二段無作為抽出法
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収またはインターネットによる回答
調査基準日	令和5年10月6日
調査期間	令和5年10月6日～令和5年10月20日

(3) 回収結果 . . .

配布数	有効回答数	有効回答率
3,000件	1,261件 うち郵送回収：901件 インターネット回答：360件	42.0%

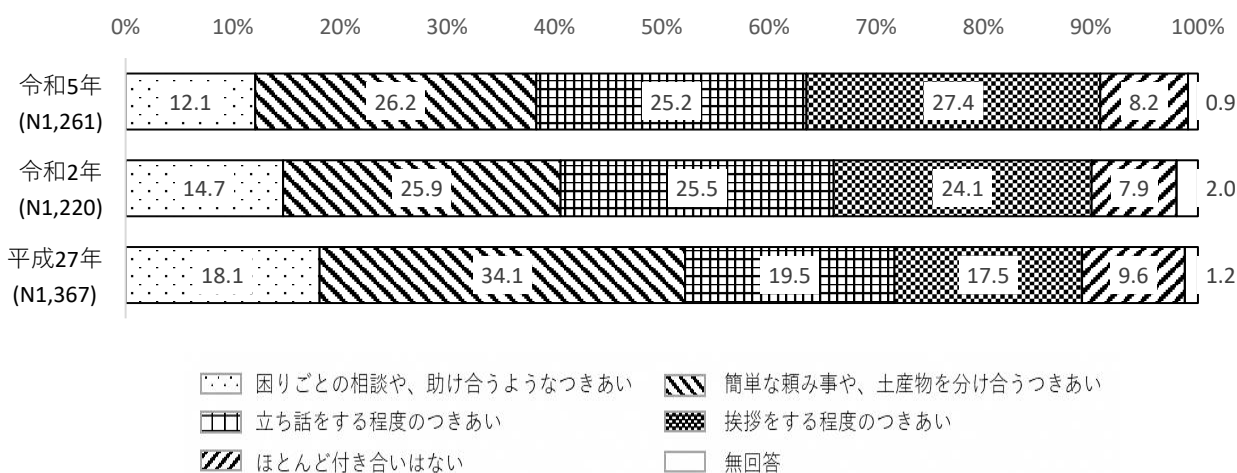
(4) 図表の見方 ● ● ●

- 回答の比率は、その設問の回答数を基数（N）として算出しました。したがって、複数回答の設問については、すべての比率を合計すると 100%を超えます。
- 回答率（%）は、小数点第 2 位以下を四捨五入しました。したがって、単数回答の場合であっても比率の合計が 100%にならない場合があります。
- 有効回答とした中には、年齢、性別、居住地等の不詳があります。したがって、全体の回答数と属性別の回答数の合計が一致しない場合があります。
- 調査項目によっては、過去に行った調査と比較分析を行いました。
- 「平成 17 年」とあるのは平成 17 年 12 月に実施した「甲賀市民の暮らしと地域福祉に関する意識調査」を示します。
- 「平成 27 年」とあるのは平成 27 年 10 月に実施した地域福祉に関する市民アンケートの調査を示します。
- 「令和 2 年」とあるのは令和 2 年 9 月に実施した「甲賀市市政に関する意識調査」を示します。
- 「令和 5 年」とあるのは今回の調査を示します。

○近所つきあいの程度

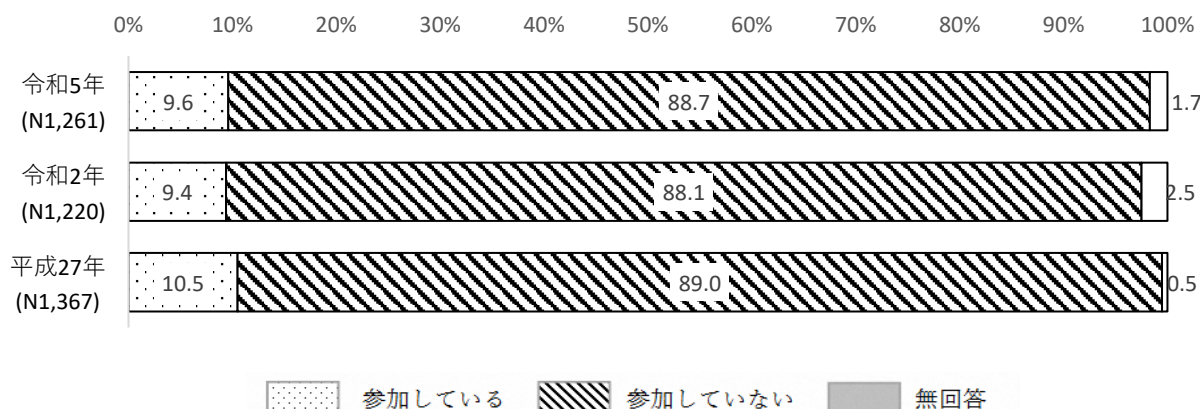
「あなたは、ご近所で最も親しくしている人と、日頃どの程度のつきあいをされていますか」という設問に対しては、「簡単な頼みごとや、土産物を分け合うつきあい」が26.2%と最も高くなっています。これに「困りごとの相談や、助け合うようなつきあい」を加えたものを＜親密なつきあい＞とすると、38.3%となります。また、「立ち話をする程度のつきあい」と「挨拶をする程度のつきあい」を加えたものを＜浅いつきあい＞とすると、52.6%となります。「ほとんどつきあいはない」は8.2%です。

平成27年調査と比べると、＜親密なつきあい＞は13.9ポイント低くなり、＜浅いつきあい＞は15.6ポイント高くなっています。



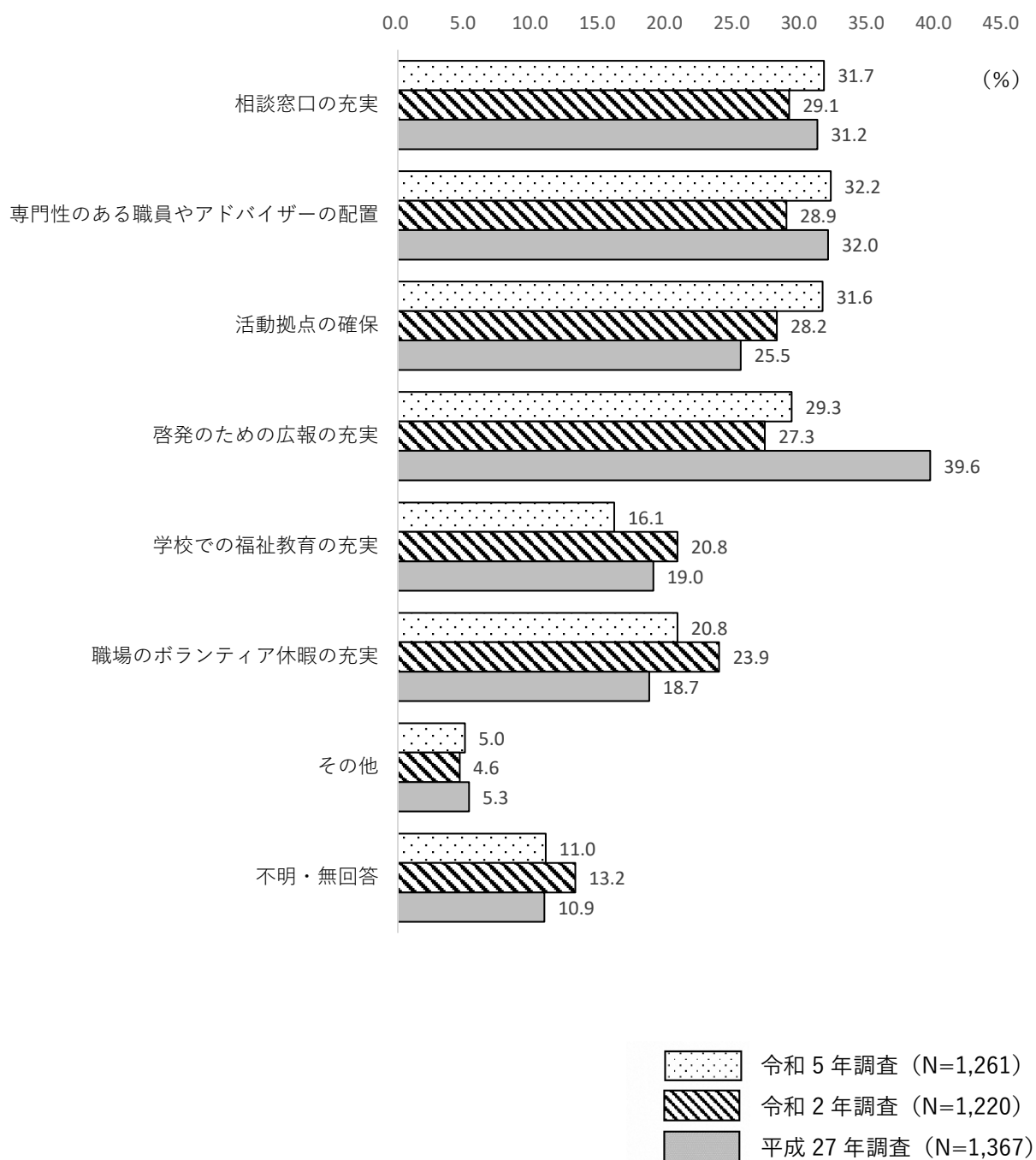
○ボランティア活動の参加状況

「あなたは、現在、ボランティア活動に参加されていますか」という設問に対しては、「参加している」は9.6%となっており、令和2年調査に比べると0.2ポイント高くなり、平成27年調査と比較すると0.9ポイント低下しています。



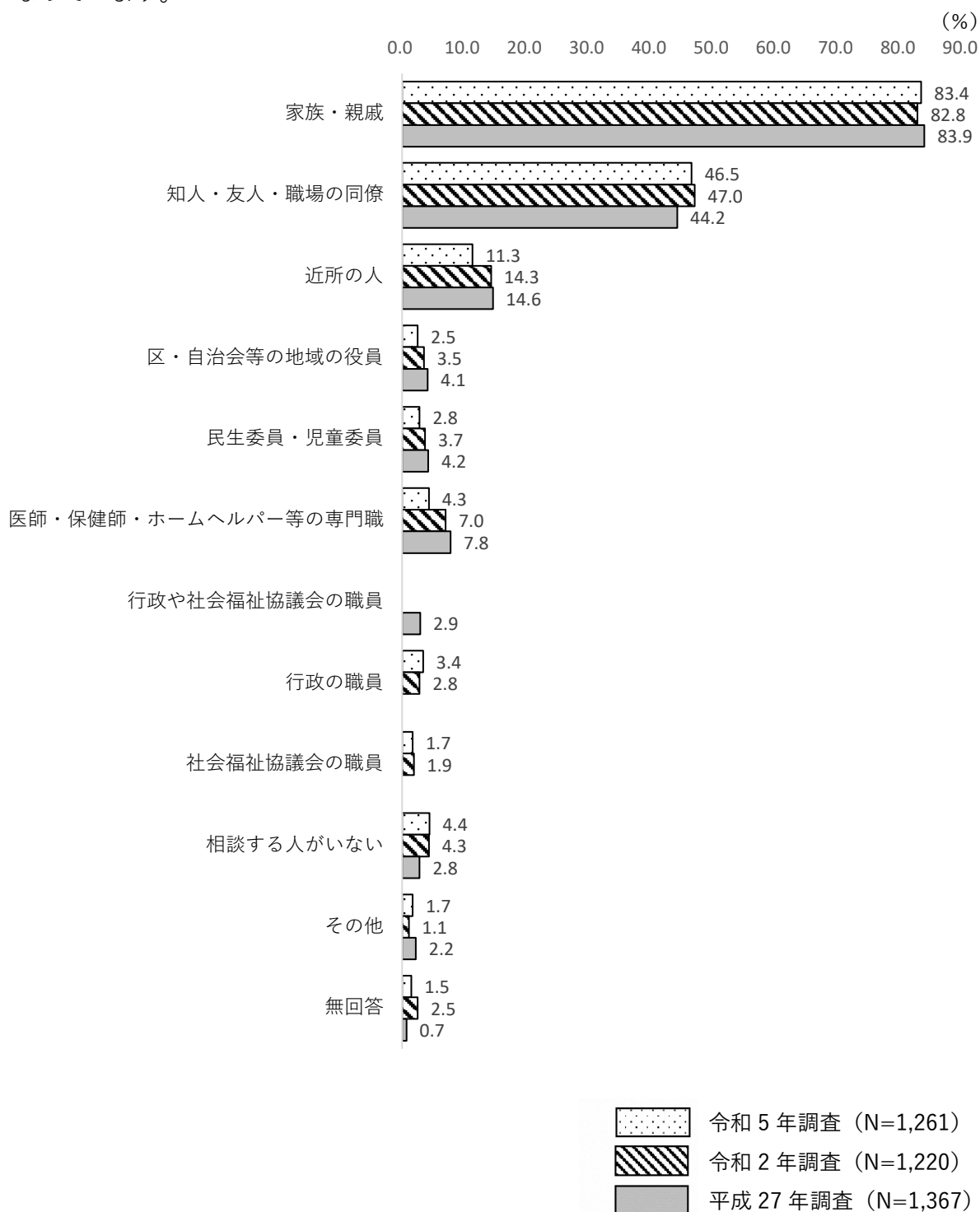
○ボランティア活動を活発化させるために必要なこと

「今後、ボランティア活動をさらに発展させるために、どのような基盤整備や活動が必要だと思いますか」という設問に対しては、「相談窓口の充実」が31.7%と最も高く、「専門性のある職員やアドバイザーの配置」、「活動拠点の確保」の順が続いています。



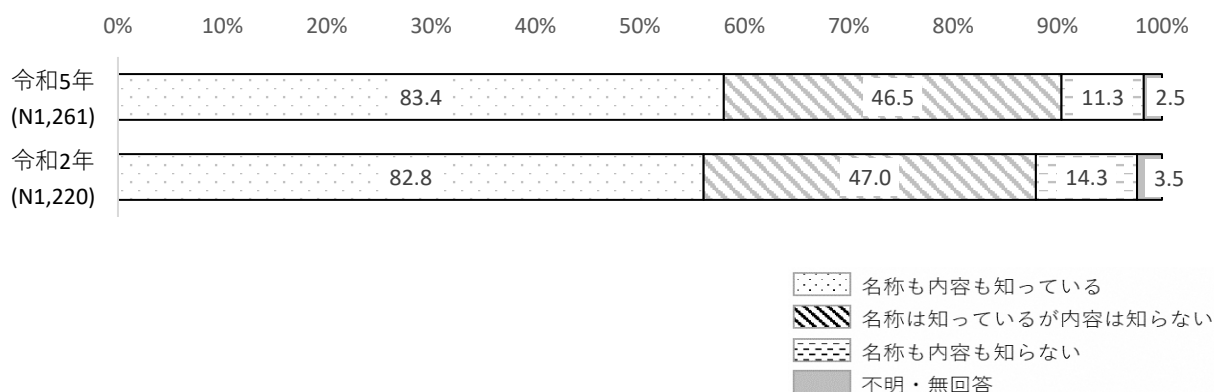
○生活の困りごとについて相談する相手

「あなたが日頃、生活の困りごとについて相談する相手はどなたですか」という設問に対しては、「家族・親戚」が 83.4%と最も高く、「知人・友人・職場の同僚」も 46.5%と比較的高い割合です。平成 27 年調査と比べると、「相談する人がいない」は 1.6 ポイント高くなっています。



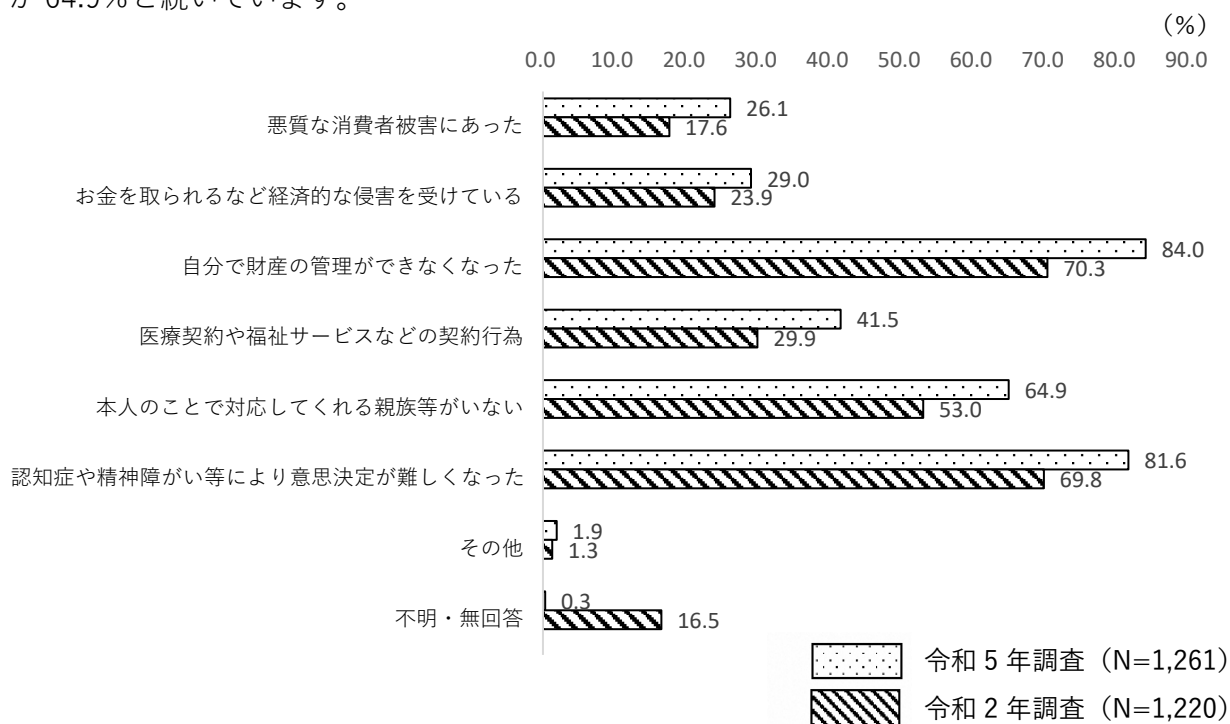
○成年後見制度の認知状況

「あなたは、成年後見制度をご存じですか」という設問に対しては、「名称は知っているが内容は知らない」が39.2%で最も高くなっています。「名称も内容も知っている」と合わせると、70.4%となっています。



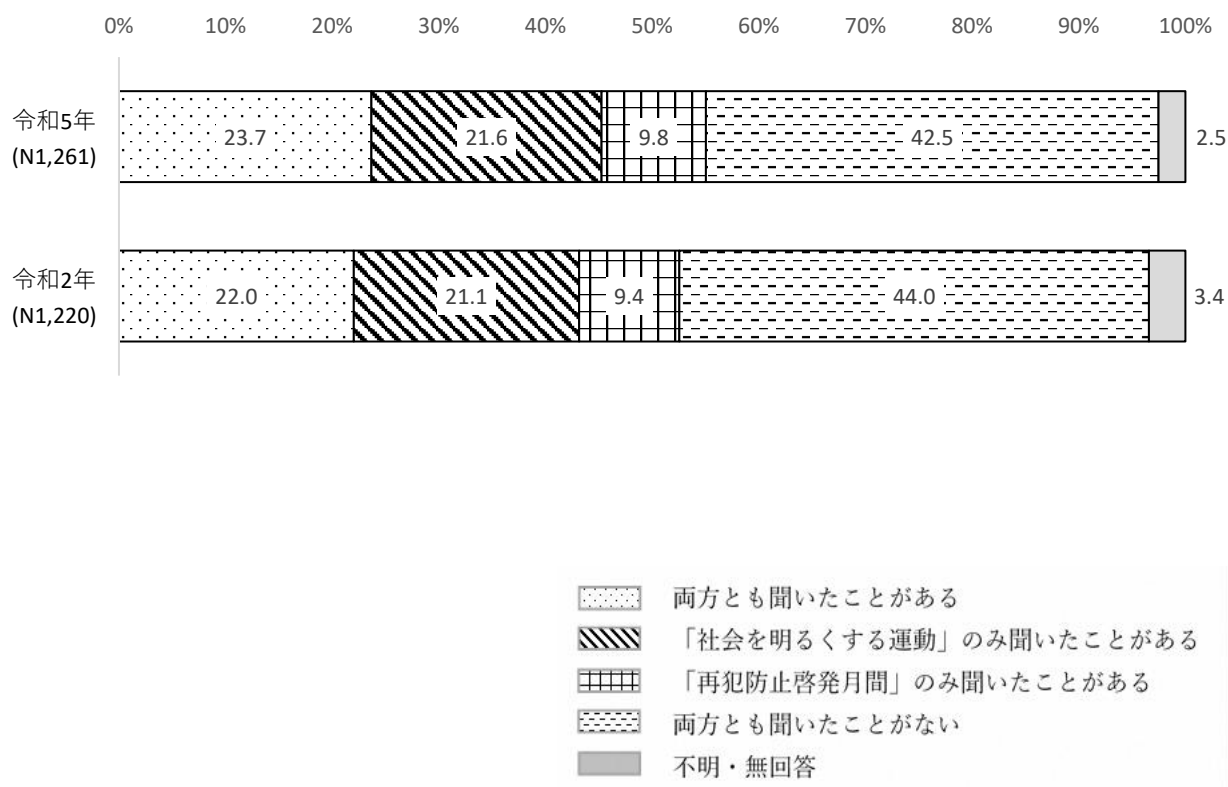
○成年後見制度が必要な場面

「あなたは、どのような場面に成年後見制度が必要になると思われますか」という設問に対して、「自分で財産の管理ができなくなった」が84.0%で最も高く、「認知症や精神障がい等により意思決定が難しくなった」が81.6%、「本人のことで対応してくれる親族等がない」が64.9%と続いています。



○「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」の認知状況

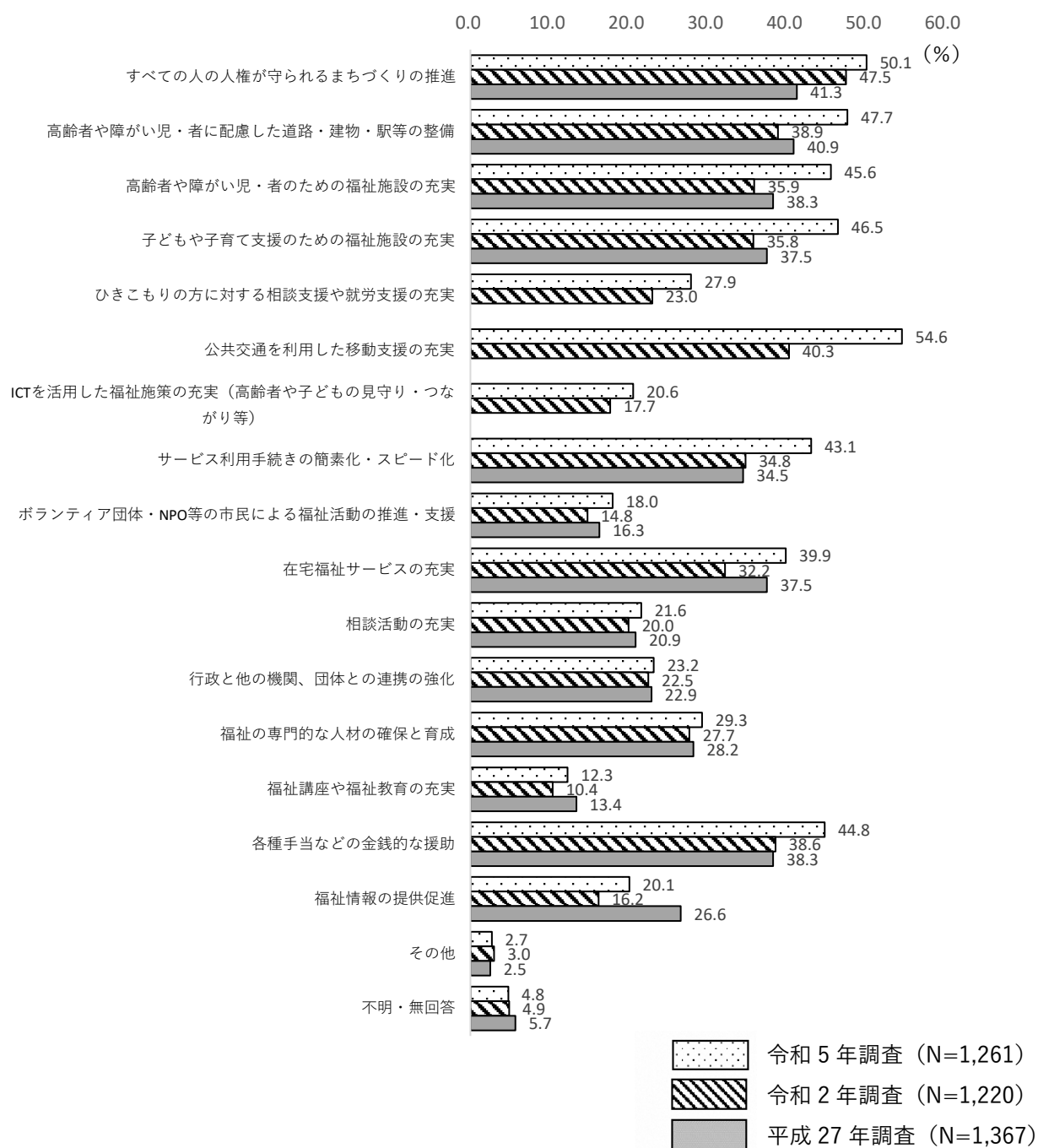
「あなたは、再犯防止に関する広報・啓発活動の取り組みである、『社会を明るくする運動』または『再犯防止啓発月間』を聞いたことがありますか」という設問に対しては、「両方とも聞いたことがある」と『社会を明るくする運動』のみ聞いたことがある、『再犯防止啓発月間』のみ聞いたことがあるを合わせた〈聞いたことがある〉の割合は、55.1%となっています。また、「両方とも聞いたことがない」は42.5%となっています。



○重点をおくべき市の施策

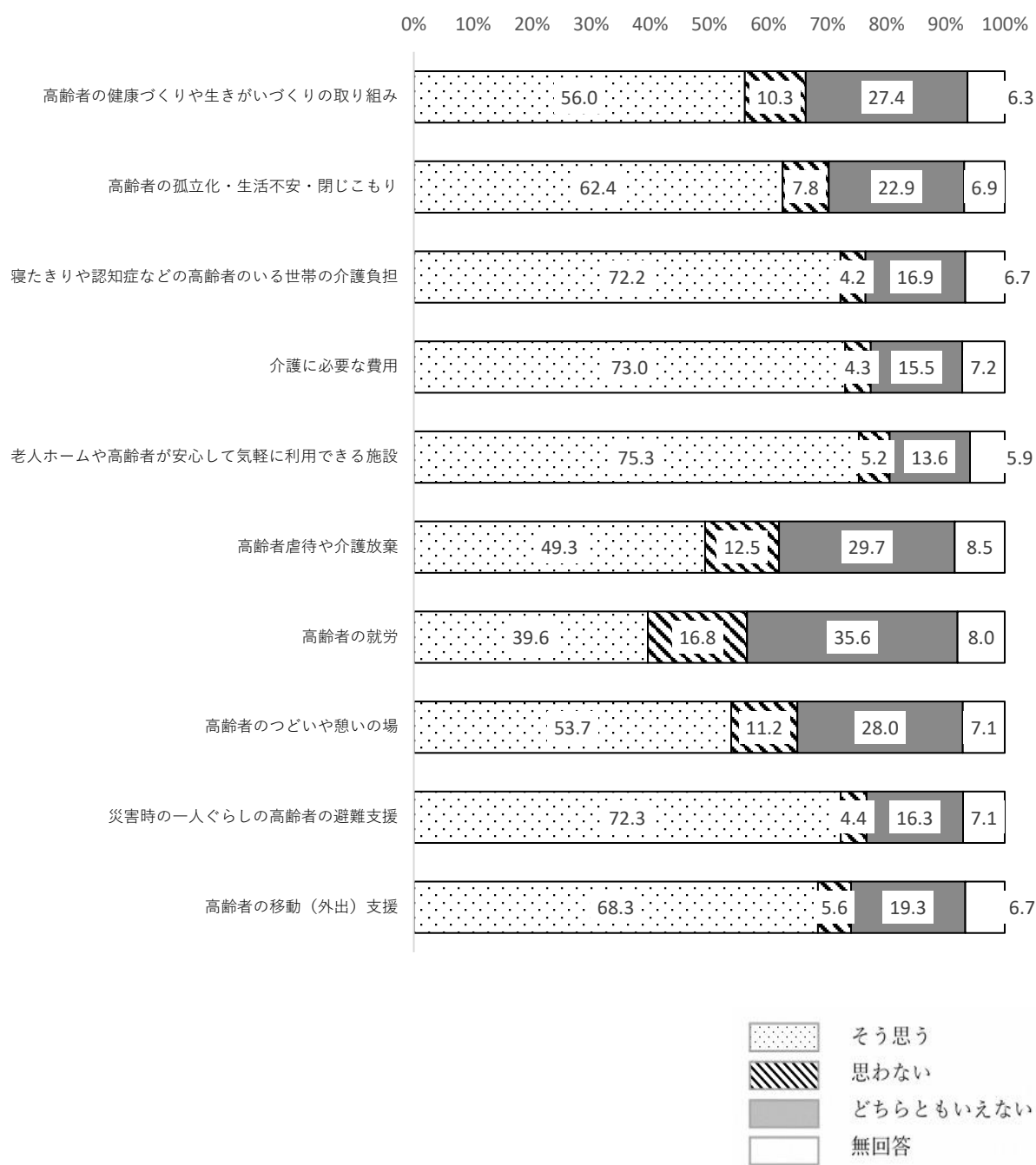
「あなたは、今後、甲賀市が重点を置くべき福祉施策はどのようなことだと思いますか」という設問に対しては、「公共交通を利用した移動支援の充実」が54.6%と最も高くなっており、「すべての人の人権が守られるまちづくりの推進」が50.1%、「高齢者や障がい児・者に配慮した道路・建物・駅等の整備」が47.7%と続いています。

令和2年調査と比べると、全般的に増加しており、中でも「公共交通を利用した移動支援の充実」の割合が最も増加しています。



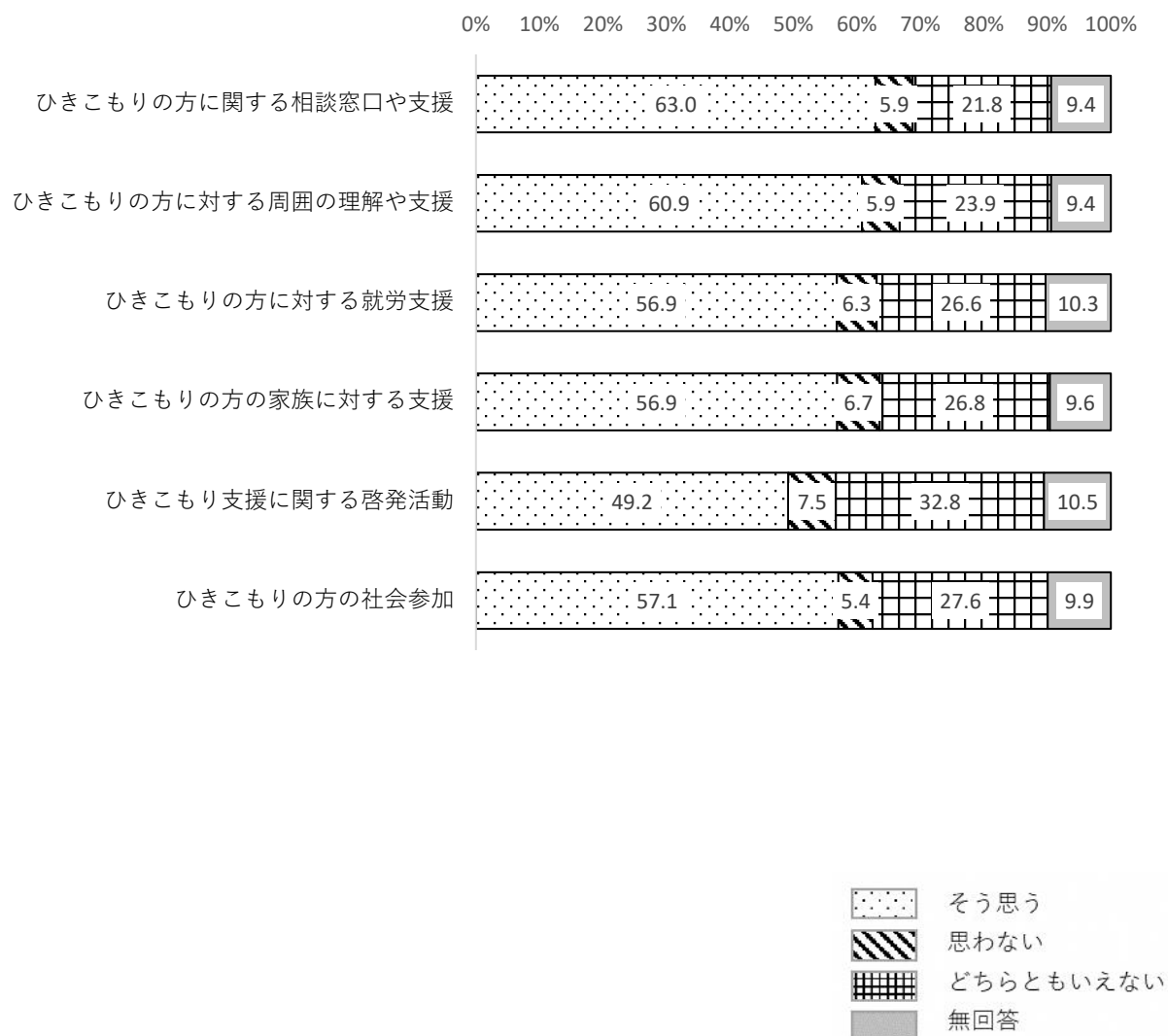
○高齢者に対する課題

「あなたのお住まいの地域で、日頃から課題に感じておられることはどのようなことですか」という設問の、高齢者分野の課題に対しては、「老人ホームや高齢者が安心して気軽に利用できる施設」、「介護に必要な費用」、「災害時の一人ぐらしの高齢者の避難支援」、「寝たきりや認知症などの高齢者のいる世帯の介護負担」の項目において「そう思う」の割合が高くなっています。



○ひきこもりに対する課題

「あなたのお住まいの地域で、日頃から課題に感じておられることはどのようなことですか」という設問の、ひきこもり*⁹分野の課題に対しては、「ひきこもりの方に関する相談窓口や支援」、「ひきこもりの方に対する周囲の理解や支援」、「ひきこもりの方に対する就労支援」の項目において「そう思う」の割合が高くなっています。



1 基本理念

人口減少や高齢化の進展により、ひとり暮らしや核家族世帯が緩やかに増加し続ける中、令和 2 年（2020 年）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、いつもの暮らしが大きく変わりました。これらの変化は、人と人・人と地域とのつながりに大きな影響をもたらし、家庭、職場や学校、そして地域がかつて担っていた機能を果たしにくくなり、居場所が見いだせないような社会的孤立が大きな問題となっています。

そうした中、誰もが人を大切にし、お互いを認め合い、そして見守り、支え合うことで、安全で安心な地域を築き、健康でいきいきした暮らしを送ることができます。このようなまちづくりを進めるためには、行政だけでなく、関係団体、事業者、市民がともに連携し、活動していく必要があります。

「新しい豊かさ」の創造や、「つながりの再構築」の真価は、人と人・人と地域がつながり、自ら地域社会をつくっていくという共通認識のもとで、地域が一体となり連携・協働することにより発揮されます。そのような意味で、本計画の見直しは地域共生社会の実現に向けた必要な過程であると認識し、基本理念である『人々がつながり 暮らしの中で感じる幸せを未来へつなぐまち あい甲賀』を引き続いて継承し、市民、関係団体、事業者とともに活動し計画を推進します。

基 本 理 念

人々がつながり 暮らしの中で感じる幸せを

未来へつなぐまち あい甲賀

2 見直しの視点

これまでの基本理念を継承しつつ、次の7つの視点を重視して、すべての活動や事業を推進していきます。

福祉は、対象者が「支援を受ける人」といったイメージがありますが、誰もが社会の一員として認められ、活躍できる社会的包摂の地域を目指します。個人(わたし)の多様なウェルビーイングが尊重され、続いて他者や地域社会のなかで個人が影響を受け合い、「わたし」を含めた“わたしたち”が「よく生き続けられること」をわたしたちのウェルビーイング」を模索し、育てていくことを基本にします。

(1) アフターコロナの地域共生社会づくり

コロナ禍を経て改めて顕在化した孤独・孤立の状態にある方やその家族への継続的な支援を進めるため、施策の方向性としてこれまでのつながりを見直し、「孤独・孤立の防止」の取り組みを充実させます。

社会情勢や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」といった関係を超えて、地域住民が主体となり、「人と人」「人と資源」が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがいや心の豊かさを地域とともに創っていく共生社会を推進していきます。

(2) 多機関協働による包括的な相談支援体制の構築

社会的孤立やひきこもりなどの生活課題は多様化・複雑化しており、一つの事業所や団体のみでは対応が難しくなっています。そのような生活課題に対して、関係機関と対話・協議を重ねながら、困っている方の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止めて課題を整理し、福祉サービスの情報提供及び支援を行います。多機関協働は、問題を押し付け合うことなく、互いに支援者支援が実践できる関係性が求められます。

~~-(3) 地域の方でつながりをつくる多様な社会参加の実現~~

(3) 多様な社会への参加のありかた支援

地域の介護・障がい・子ども・生活困窮等の既にある制度や社会資源と連携を図るとともに、社会参加に向けた事業では対応できなかった狭間の個別的な困りごとに対応します。

福祉サイドの個別の相談支援からのアプローチと相談者が持つ興味・関心・特技に着目して始めるアプローチを掛け合わせることで、新たな出会い、気づきが生まれ「地域づくり」のプラットフォームができることがあります。多機関が協働して、一人ひとりのニーズと地域資源との調整を行うしくみづくりを工夫し、多様な社会参加の実現をめざします。

(4) 地域全体で取り組む居場所づくり

地域で過ごす時間の多い層（子どもやその保護者・高齢者）が、地域から孤立することなく、多世代交流や活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援が必要です。地域で実施されている個別の活動や居場所づくり、それらに取り組む人を把握し、「人與人」「人と居場所」をつなぎ合わせる役割が求められます。また、居場所を必要とする人が自ら選択できるような資源の見える化に取り組みます。

~~（5）支援の届きにくい人へのアウトリーチ~~

（5）生きづらさを抱える人へのアウトリーチ

地域から孤立している人や必要な支援が届いていない人に支援をするには、本人と直接関わるまでの信頼関係の構築などの、本人とつながりをつくることに力点を置いた取り組みが必要です。また、地域のネットワークを通じて情報を収集するとともに、地域住民とのつながりをつくり、潜在的な支援ニーズを有する人を平常時から把握することにより、声なき声をキャッチし、必要な支援につなげます。

(6) 一人の困りごとから地域福祉の充実へ

生活困窮や疾病・障がい・認知症・家族関係の不和・厳しい生育環境等が要因となり、様々な問題（虐待・DV・ひきこもり・不登校・非行・犯罪等）や生きづらさを抱えている人がいます。なかには、そこから立ち直ることや、抜け出す糸口さえ見つけることができない人もいます。一人ひとりの弱さや困りごとに向き合い、一人のライフサイクルの各段階において、個人の尊重と公共の福祉のバランスを丁寧に調整しながら、一人の困りごとを受け止めることで地域福祉の充実につなげます。

（7）創る、つなげる、支える人づくり

地域福祉を支えるのは人の力であり、福祉ニーズが多様化する中、各福祉分野の枠を超えたあらゆる生活課題に対応できるための福祉の人材の確保、育成に取り組みます。

専門職の資質向上は、もちろんですが、市民目線で支援ニーズや声を聞きつなげ、支えてくれる人（クロス人材・リンクワーカー等）の存在も重要です。

また、社会や地域にある資源を使いながら問題を解決しようとする社会的処方という言葉があるように、福祉の関連部局だけではなく、暮らしを支える市民や多くの機関と連携・協働して進めます。

3 基本方針

見直しの視点をふまえ、甲賀市らしさを活かした地域福祉を実現するため、「しくみ」「ひと」「ネットワーク」「くらし」という4つの分野から基本方針を定めて具体的な取り組みを進めます。

基本方針1 地域で支えるしくみづくり

しくみ

既にある地域の強みを活かし、見守りや支え合いのしくみを強化して、支援を必要とする人にアプローチします。また、多世代、団体間の交流を通して連携を図ることで地域課題を共有し、取り組みの拡大につなげるなど、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるしくみづくり・居場所づくりを推進します。

基本方針2 地域福祉を支える人づくり

ひと

福祉、保健**介護**等の専門的な人材の育成を充実するだけでなく、地域福祉活動を推進するため、ボランティアの育成や活動を支援し、かつての枠組みにとらわれない自発的な活動がなされる土台をつくれます。また次代を担う子ども達に「新しい豊かさ」の意識醸成を促し、地域福祉の担い手やリーダーを育成します。

基本方針3 適切な支援へつなげる体制づくり

ネット
ワーク

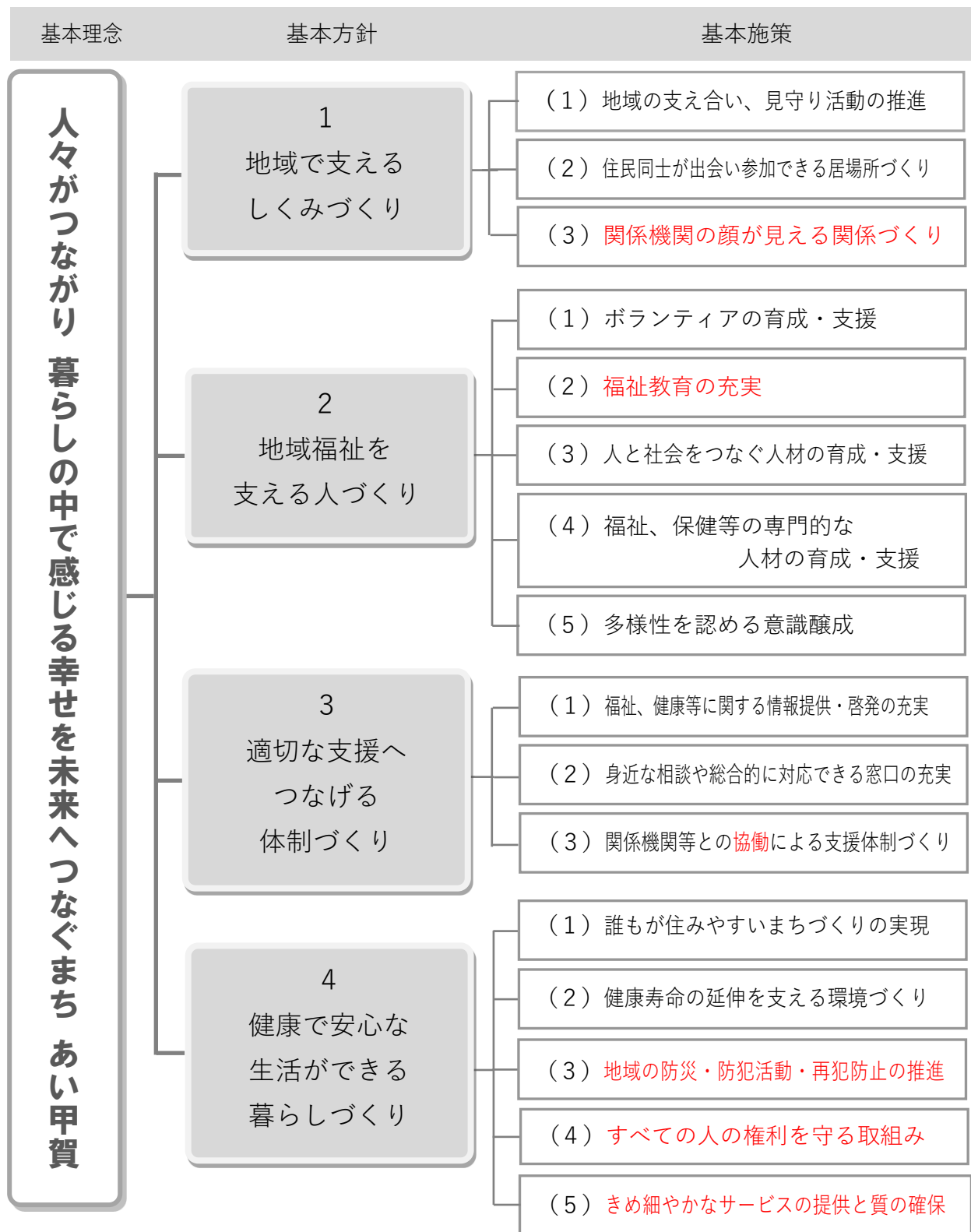
誰もが福祉、健康等に必要な情報が得られるよう、わかりやすい情報提供に努めるとともに、身近なところで誰もが気軽に相談できる総合的な相談窓口の構築を図り、適切な支援につなげます。また、社会的孤立やひきこもり等の制度の狭間にいる方に対し必要な支援ができるよう、関係機関等の支援ネットワークづくりを強化します。

基本方針4 健康で安心な生活ができる暮らしづくり

くらし

高齢者や障がいのある人等の社会参加を促すことで生きがいややりがいを見出し、いつまでもいきいきとした生活ができるよう支援します。また、地域の防災・防犯体制の強化や移動支援の充実を図ることにより、地域の中で子どもからお年寄りまで健康で安心できる暮らしづくりを推進します。

4 計画の体系



第4章

施策の展開

基本方針1 地域で支えるしくみづくり

〈しくみ〉

(1) 地域の支え合い、見守り活動の推進

地域の特性や強みを活かし、事業者や関係団体等と連携を図りながら、地域での支え合いや見守り活動のしくみづくりを推進します。

地域のセーフティネットとなる見守り体制を強化することで、支援を必要とする人を早期発見するとともに、日常生活に必要な各種サービスが利用できるよう関係機関等へつなげます。

市民の取り組み

- 地域の中でのあいさつや呼びかけることから始めましょう。
- 気になることがあれば、地域の中で活動している方に話してみましょう。

地域・団体等の取り組み

- プライバシーの侵害とならないように見守りの必要な方のことを共有しましょう。
- 民生委員・児童委員の活動・取り組みを推進しましょう。

行政の取り組み

取り組み	内 容	担当課
生活困窮者の自立支援の充実	経済的に困窮し、最低限の生活を送ることができないことに対する意思を尊重しながら、社会の中で生活を立て直し、自立していけるように、横断的な支援を行います。	生活支援課
障がいがある人や生きづらさを抱える人の就労支援	安定的就労をめざし、働く体験や就労訓練の機会を確保し、新たな就労の場の開拓を図ります。 企業に対して、地域共生に関わる人権啓発を行い、だれもが安心して就労できる職場の環境づくりを進めます。	障がい福祉課 商工労政課

介護者への支援の充実	高齢者や障がいのある人等を介護している家族が安心して地域で暮らしていけるよう福祉サービス等の充実を図ります。	障がい福祉課 長寿福祉課
認知症対策等の充実	認知症の人やその家族を支援するため、地域における見守り体制の構築を図ります。	長寿福祉課
子育て世代に対する見守りの推進	乳児のいる家庭へ訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境を把握し、子育てする人の孤立化を防ぎ、不安感の軽減を図ります。	すこやか支援課 家庭児童相談室
子育て世代への支援	子どもとその家庭に関わる関係機関が、家族の育児や介護等により、子どもの権利が侵害されていないか、早期発見、早期対応ができる体制づくり、意識啓発を行います。	子育て政策課
地域コミュニティ組織の自立化推進	誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、移動、買い物等といった地域課題を解決し、地域で日常生活を維持できるよう自立のしくみを構築します。	市民活動推進課
地域づくり事業	地域で実施されている個別の地域活動や居場所づくりと、それに取り組む人を把握し、「人與人」「人と地域活動・居場所」をつなぎ合わせて、地域における活動の活性化を図ります。	市民活動推進課 子育て政策課 発達支援課 すこやか支援課 長寿福祉課 地域共生社会推進課 障がい福祉課 生活支援課

(2) 住民同士が出会い参加できる居場所づくり ●●●

多世代の人々が交流する機会や居場所をつくることにより、地域のつながりを深めます。交流することで互いの関係を広げ、多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を行います。また、地域や個人の生活課題や困りごとに気づき、早期の解決につなげます。

市民の取り組み

- 地域での仲間づくりや交流の場に興味・関心を持ちましょう。
- 隣近所で声をかけあうなど、地域の行事等に参加しやすい雰囲気を作りましょう。

地域・団体等の取り組み

- 交流の場として空き家を活用する等、地域の居場所づくりに取り組みましょう。

○ 地域活動や行事等の開催にあたっては、関係団体、事業者等に呼びかけましょう。

行政の取り組み

取り組み	内 容	担当課
居場所づくり	あらゆる世代や人が交流する機会や場として、公共施設や空き家を活用するなど、お互いの理解を深め、人や団体等との輪を広げ、つながりを深めます。	市民活動推進課 人権推進課 社会教育スポーツ課 住宅建築課 子育て政策課 すこやか支援課 長寿福祉課 障がい福祉課
参加支援事業	介護・障がい・子ども・困窮等の制度と連携をはかり、既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、社会とのつながりを作るための支援を丁寧に行い、多様な社会参加の実現をめざします。	市民活動推進課 子育て政策課 発達支援課 すこやか支援課 長寿福祉課 地域共生社会推進課 障がい福祉課 生活支援課

(3) 関係団体等の顔が見える関係づくり . . .

地域の中で活動している団体、ボランティア等が地域の生活課題や実情を共有できるしくみづくりを進めることで、地域の課題が広い視点で捉えられ、有効な取り組みの拡大を図ることができます。

市民の取り組み

- 地域の中で活動している団体等を知りましょう。
- 地域の中で活動している人たちと顔見知りになりましょう。

地域・団体等の取り組み

- 地域の生活課題等について、さまざまな団体と共有できる場を作りましょう。
- 課題解決に向けた有効な取り組みや活動を、地域の中で紹介しましょう。

行政の取り組み

取り組み	内 容	担当課
地域における連携・協働への支援	地域福祉を進める基盤となる区・自治会や自治振興会（まちづくり協議会）を支援することにより、地域の関係団体等との連携・協働を推進します。	政策推進課 人権推進課
地域による生活支援サービス提供の体制整備	誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市、関係機関・団体等と連携し、生活支援サービス提供の体制整備を推進します。	長寿福祉課 障がい福祉課
関係機関・団体等との交流事業の支援	市とともに関係機関・団体等が実施する交流事業を支援することにより、つながりを広げ有効な取り組みの拡大や情報の共有を図ります。	市民活動推進課 人権推進課 長寿福祉課 障がい福祉課

基本方針 2 地域福祉を支える人づくり

〈ひと〉

（１）ボランティアの育成・支援・・・

地域福祉を推進するため、それぞれの団体、ボランティア等が強みを生かした活動ができる場づくりを支援します。**主体的に活動できる人を増やし、市民の誰もが「支え手」「担い手」となれる育成に努めます。**また、ボランティアの育成を進めるために研修会や講習等を実施するとともに、自発的な活動が活性化し、新たなコミュニティにつながるよう支援していきます。

市民の取り組み

- 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、活動に参加しましょう。
- ボランティアについて学ぶ機会を増やしましょう。

地域・団体等の取り組み

- ボランティアと地域の活動団体が連携・共有できる場を作りましょう。
- ボランティアセンターを活用し、地域とのネットワーク構築を進めましょう。

行政の取り組み

取り組み	内 容	担当課
市民活動及びボランティア活動の促進	市民の自主的かつ主体的な公益活動への参加を促し、地域や関係団体等を支援することにより、協働のまちづくりを推進し、自治振興会(まちづくり協議会)との連携強化に努めます。 また、コミュニティビジネスや小商いとして成立する等、自発的活動が持続する仕組みづくりを構築します。	市民活動推進課 地域共生社会推進課
新ボランティアセンターの事業の推進	ボランティア活動について情報発信を強化します。	地域共生社会推進課

(2) 福祉教育の充実

幸福の実現への理解と関心を高め、次代を担う福祉人材の確保を図るため、就学時からの福祉教育の充実、地域でのさまざまな活動への参加を進めます。

また、子どものみならず、あらゆる世代がともに地域福祉への関心を高めるため、学ぶことができる機会やイベントを行う等、地域福祉を实践する力を育む生涯学習の場づくりを進めます。

市民の取り組み

- 地域福祉に関心を持ち、学ぶ機会を増やしましょう。

地域・団体等の取り組み

- 地域福祉について話し合える場を作りましょう。
- 地域の中であらゆる人、世代が交流する場を作り、助け合う、支え合うといった意識を醸成しましょう。

行政の取り組み

取り組み	内 容	担当課
新インクルーシブ教育の充実	子どもたちが、福祉を身近に感じ、理解と関心を高めることができるよう、さまざまな体験や学習機会の充実を図ります。	学校教育課 社会教育スポーツ課

	地域福祉や障がいの特性、認知症等に対する正しい理解を深めることができるよう、講座や研修の充実を図ります。	人権推進課 発達支援課 すこやか支援課 長寿福祉課 障がい福祉課 地域共生社会推進課
--	--	---

(3) 人と社会をつなぐ人材の育成・支援 ●●●

本人やその世帯が抱える地域生活課題や支援ニーズを丁寧に把握した上で、福祉サービスや社会参加に向けた取り組みとの連絡調整を行い、本人や世帯が望む形での社会参加を実現するように支援します。また、地域の福祉サービスや社会参加に向けた取り組みのための環境整備や関係機関・団体、事業者と地域をつなぐことができるコーディネートする人材の育成を進めます。

市民の取り組み

- 地域の課題について考えましょう。
- 自らが実践できる活動を探しましょう。

地域・団体等の取り組み

- 地域の中で、技能や知識を活かせる場を作りましょう。
- 老若男女問わず、地域福祉の人材の発掘、育成をしましょう。

行政の取り組み

取り組み	内 容	担当課
見守り活動等の担い手の育成	地域の支え合いや見守り活動を支える担い手の育成を推進します。	市民活動推進課 すこやか支援課 長寿福祉課 地域共生社会推進課
市民の健康づくりを支える担い手の育成	市民の健康増進、健康寿命の延伸に向けて講座等を開催し、健康づくり活動を推進するリーダーを育成します。	すこやか支援課

☑️クロス人材づくり	市民目線で、地域の課題と興味関心を感じとり、人と人、人と地域をつなげられる人材を育成します。	地域共生社会推進課
☑️企業の社会貢献活動と促進	ノーマライゼーション思想のもと、企業の社会貢献活動(CSR)と障がい者や生きづらさを抱えた人々の就労受け入れを推進します。	商工労政課

(4) 福祉、保健^{介護}等の専門的な人材の育成・支援 ●●●

誰もが、医療や介護、生活支援等の福祉サービスを適切に受けられることや、健康に関心を持ち、家庭や地域で健康づくりに取り組みめるよう専門的な知識や高度な技術を持った人材を育成します。

市民の取り組み

- 地域づくりの担い手として、積極的にセミナーや研修へ参加しましょう。
- 医療、介護等、暮らしに関わる分野の知識の習得や技術の向上を図りましょう。

地域・団体等の取り組み

- 関係機関、事業者等と連携し、専門的な人材の育成をしましょう。
- 医療や介護等の専門職と地域の課題を共有し、解決する場を作りましょう。

行政の取り組み

取り組み	内 容	担当課
福祉、保健 ^{介護} サービスにおける人材の育成・確保	適切なサービスの提供や福祉人材に求められるより高度なスキル習得のため、研修会等の充実を図ります。 また、事業者が福祉人材を確保するための広報や職場説明会等の実施を支援するとともに、特定の担い手に重い負担がかからないよう、多機関協働による人材育成をめざします。	保育幼稚園課 子育て政策課 すこやか支援課 長寿福祉課 地域共生社会推進課 障がい福祉課
☑️専門職の人材確保に向けた助成	保育士確保事業や介護福祉人材確保定着支援事業等を活用し、福祉専門職の人材を確保、育成するための施策を推進します。	保育幼稚園課医 療政策室 長寿福祉課 地域共生社会推進課 障がい福祉課

(5) 多様性を認める意識醸成

アフターコロナを見据えて、新しい豊かさの追求や、地域福祉への理解と関心を高めるために、時間をかけて次代を担う子どもや若者への教育や支援に力を注ぎます。

また、子どものみならず、あらゆる世代がともに地域福祉への関心を高めるため、学ぶことができる機会やイベントを行う等、地域福祉を実践する力を育む生涯学習の場づくりを進めます。

市民の取り組み

- 地域福祉について学ぶ機会を増やしましょう。

地域・団体等の取り組み

- 地域福祉について話し合える場を作りましょう。
- 地域の中であらゆる人、世代が交流する場を作り、助け合う、支え合うといった意識を醸成しましょう。

行政の取り組み

取り組み	内 容	担当課
■ 生きづらさを抱える人の理解	従来の属性や枠組みに縛られずに、「住民主体」による地域づくりを高めていくために、地域の困りごとやひとつの事例をとおして「対話」できる場をつくります。地域共生社会をめざし、新しい豊かさへの気づきとなるように、画一的な取り組みとならない場づくりをめざします。	政策推進課 学校教育課 社会教育スポーツ課 地域共生社会推進課
■ 多文化共生社会の推進	外国にルーツを持つ人も、社会の一員として活動できるように積極的にコミュニケーションを図り、外国人のネットワークを活用しながら、お互いの文化の違いや良さを出し、SOS が出せる地域づくりを目指します。	市民活動推進課 地域共生社会推進課
■ 差別解消への推進	障がいや LGBTQ+ などマイノリティの方々を排除しないよう市民への啓発を行うほか、合理的な配慮ができる市職員の人材育成に努めます。	全 庁

基本方針3 適切な支援へつなげる体制づくり 〈ネットワーク〉

(1) 関係機関等との協働による支援体制づくり . . .

複雑化・多様化する地域生活課題の解決や、制度の狭間において公的サービスが受けられない方へ必要な支援が行えるよう、専門機関、事業者、ボランティア、社会福祉法人等の事業所が連携し、支援できるネットワークづくりを進めます。

また、課題に対して、さまざまな分野から解決ができるよう個人情報の取扱いのルールを定め、個人のプライバシーに配慮しながら、必要な情報共有・意見交換ができる場づくりを進めます。

地域・団体等の取り組み

- 地域での活動から生活課題やニーズの把握に努めましょう。
- 地域の中でさまざまな分野と連携できるネットワークの構築に努めましょう。

行政の取り組み

取り組み	内 容	担当課
☐生活支援体制の整備	旧町ごとにあるご近所福祉推進協議会を第二層協議体とし、地域の実態把握、福祉課題を把握し必要な社会資源についての検討、自主的な活動を支援します。 また、第二層協議体で挙げた地域課題を第一層協議体に押し上げ、市の福祉政策に生かします。	長寿福祉課
☐社会福祉法人の連携促進	複数の社会福祉法人が連携しながら、それぞれが持つ人材や能力を生かし、市の課題解決や法人同士の助け合いを推進します。	地域共生社会推進課
☐民生委員・児童委員との連携	地域での声掛け、見守り訪問、相談による安心安全な地域づくり活動を支援します。区、自治会、自治振興会(まちづくり協議会)と連携しながら、支援が必要な方のつなぎ役となれるよう支援します。	地域共生社会推進課

関係機関等との連携強化の推進	誰もが身近な地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関等との連携を強化し、支援の充実を図ります。 法人連携、官民連携、医療連携、農福連携、コミュニティスクール、企業との連携を推進します。	子育て政策課 学校教育課 発達支援課 すこやか支援課 長寿福祉課 地域共生社会推進課 障がい福祉課 家庭児童相談室
生活困窮者等の自立支援	複合的な問題を抱える生活困窮者や、社会的な孤独・孤立問題に対して、生きづらさや社会的不安に寄り添い、必要な支援等が円滑に行えるよう関係機関、団体等と連携し、早期の対応を図ります。	生活支援課
ひきこもりの支援	地域に潜在するひきこもりがちな人やその家族に対し、関係機関・団体等と連携し、ひきこもりの支援について取り組んでいきます。	社会教育スポーツ課 発達支援課 すこやか支援課 地域共生社会推進課 障がい福祉課 生活支援課
圃多機関協働事業	誰もが身近な地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関等との連携を強化し、支援の充実を図ります。支援関係機関間の連携体制の中で、地域生活課題等の共有を図り、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取り組みの創出を図っていきます。	地域共生社会推進課

（２）身近な相談や総合的に対応できる窓口の充実 ● ● ●

悩みごとや困りごとを抱えているが、相談する人がいない、生活や子育てに不安を感じているが、どこに相談すればよいか分からないといった人が気軽に相談できる窓口体制の充実を図ります。

また、一つの事業のみでは対応が難しい地域生活課題については、他の支援関係機関と連携を図りながら、課題解決に向けた支援を行うとともに、複合化・複雑化した地域生活課題については、必要な多機関が協働して支援できる体制の構築を図ります。

市民の取り組み

- 広報紙、ホームページ、音声放送端末、SNS等の多様な媒体から相談窓口の場所、相談日等の情報を収集しましょう。
- 相談窓口に関する情報を隣近所で共有しましょう。

地域・団体等の取り組み

- 身近な相談窓口を把握し、地域の中で共有しましょう。
- 相談窓口のある機関等と連携し、支援が必要な方へ早期の対応ができるように努めましょう。

行政の取り組み

取り組み	内 容	担当課
身近な相談窓口の設置	自治振興会等の市民活動が中心となり、市民が地域を身近に感じ、親身になって相談対応ができるよう、地域における相談機能の向上を図ります。	市民活動推進課
総合相談窓口体制の充実	複合的な問題を抱える生活困窮者の自立を目指し、包括的な相談対応ができるよう相談窓口体制の整備を推進します。	全 庁
圏包括的相談支援事業	一つの事業所のみでは対応が難しい地域生活課題については、他の支援関係機関と連携を図りながら、課題解決に向けた支援を行います。	市民活動推進課 子育て政策課 発達支援課 すこやか支援課 長寿福祉課 地域共生社会推進課 障がい福祉課 生活支援課 家庭児童相談室

(3) 福祉、健康等に関する情報提供・啓発の充実 ●●●

誰もが必要とする福祉、健康等に関する情報が得られるよう、多様な媒体を活用した幅広い情報発信や情報提供のバリアフリー^{*14}化を進めます。

また、悩みごとや困りごとを抱えている人に対する相談窓口への案内、介護家族や障がいのある人、ひとり親家庭等への理解不足を解消するための啓発活動の充実を図ります。

市民の取り組み

- 広報紙、ホームページ、音声放送端末、SNS等の多様な媒体から情報を収集しましょう。
- 隣近所とのコミュニケーションツールのひとつとして、福祉等に関する情報を活用しましょう。

地域・団体等の取り組み

- 地域での活動等の情報を関係機関、事業者等と連携し、幅広く提供できるように努めましょう。
- 地域の中で悩みごとを抱えている人等に対して、相談できる窓口の案内をしましょう。
- 支援が必要な人に対する理解を深めるため、学習会の開催や啓発を行いましょう。

行政の取り組み

取り組み	内 容	担当課
福祉や健康に関わる正しい理解の促進や情報提供の充実	福祉や健康に関わる正しい理解を広げるため、啓発の充実や福祉サービス等の利用に関わる情報提供の充実を図ります。	子育て政策課 発達支援課 すこやか支援課 長寿福祉課 地域共生社会推進課 障がい福祉課
相談窓口の情報提供の充実	福祉や健康に関する相談窓口の情報提供の充実を図ります。	発達支援課 すこやか支援課 障がい福祉課
情報のバリアフリー化の促進	誰もが情報を得られるよう、広報紙音読版の作成、 ピクトグラム活動 や、ホームページにおいて情報アクセシビリティ ^{*15} の向上を図ります。	秘書広報課 障がい福祉課

基本方針4 健康で安心な生活ができる暮らしづくり 〈くらし〉

(1) 誰もが住みやすいまちづくりの実現・・・

誰もが生きがいややりがいを見出し、地域の中で自分らしい暮らしが送れるよう支援します。

また、地域の支え合いによる、安心できる暮らしや、誰もが利用しやすい施設等を整備することにより、子どもから高齢者までが笑顔で交流できる場づくりを進めます。

市民の取り組み

- 制度や法律等について、正しい知識を習得しましょう。
- 公共、民間施設等の適切な利用に努めましょう。

地域・団体等の取り組み

- 関係機関、事業者等と連携し、高齢者や障がいのある人等が集い、生きがいややりがいが見出せる場を作りましょう。
- 制度や法律等について、学ぶ場を作りましょう。

行政の取り組み

取り組み	内 容	担当課
ユニバーサルデザインに基づくまちづくり	高齢者や障がいのある人、子育てをする人等が外出しやすい環境となるよう、ユニバーサルデザイン ^{*16} の理念の普及啓発や公共施設等の整備を推進します。	政策推進課 建設管理課 住宅建築課 教育総務課 地域共生社会推進課
高齢者や障がいのある人等の社会参加の促進	高齢者や障がいのある人等の社会参加を促進するため、就労支援や日常生活での活動の場の充実を図ります。	商工労政課 すこやか支援課 長寿福祉課 障がい福祉課
子育てをする人への支援の充実	子育て世代が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境整備や、子育てを理由に離職した女性が就労できる支援の充実を図ります。	子育て政策課 保育幼稚園課 商工労政課

(2) 健康寿命の延伸を支える環境づくり ● ● ●

身体を動かし、介護や生活習慣病の予防を図る等、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを進めます。

また、高齢になっても自らの持つ豊富な知識や技術により、就労やボランティア活動続けるなど、いつまでもいきいきとした生活を送り、健康寿命^{*17}を延ばす環境づくりを進めます。

市民の取り組み

- 日常生活の中で、自らの健康を意識し、体を動かす習慣をつけましょう。
- 積極的にボランティア活動やサロン等に参加しましょう。

地域・団体等の取り組み

- 地域の公民館等において、体を動かすことや健康を学ぶ機会を作りましょう。
- 高齢者の就労やボランティア活動等への参加を呼びかけましょう。

行政の取り組み

取り組み	内 容	担当課
健康教育等の推進	生活習慣病予防、介護予防のための健康教育や健康相談を推進するとともに、気軽に相談や教育を受けられるよう、事業のPRや参加しやすいイベントを企画します。	すこやか支援課
健診(検診)受診の促進	各種健診(検診)内容・健診体制を充実し、健診(検診)受診率を上げることにより、疾病の早期発見・早期治療の推進と、健康意識の向上を図ります。	保険年金課 すこやか支援課
医療、保健体制の充実	市民が住み慣れた地域で必要な医療が安心して受けられ、健康で質の高い生活を送るための体制を構築します。	保険年金課 医療政策室
運動による健康寿命の延伸	健康体操やウォーキングによる運動機会の促進や日常生活の中での動きを増やすこと、また介護予防を目的として、各地域での100歳体操実施等により、健康寿命の延伸を推進します。	社会教育スポーツ課 すこやか支援課 長寿福祉課

高齢者の社会参加の促進	高齢者になっても自ら持つ豊富な知識や技術を有効に活用し、地域社会に貢献できるよう支援するとともに、就労機会の拡大を図ります。	商工労政課 長寿福祉課
自殺予防対策の推進	本人や家族が早期に相談できるよう、相談窓口の情報を発信します。 地域の中で、自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応ができるゲートキーパー養成を推進します。	すこやか支援課

(3) 地域の防災・防犯活動、再犯防止の推進 ●●●

地域の活動により、犯罪を未然に防ぐことや、災害が発生した際、要支援者等が安全に避難できるよう、防犯・防災体制の整備を支援します。

また、自助、共助の理解促進、意識の向上を図るため、関係機関・団体との連携を進め、訓練や講習の開催、啓発活動を進めます。

市民の取り組み

- 地域における防災や防犯の活動に参加しましょう。
- 避難所までの経路について確認しましょう。
- 自助、共助について理解を深めましょう。
- 災害ボランティアに関心を持ちましょう。
- 「社会を明るくする運動」等の啓発活動を通して更生保護について理解を深めましょう。

地域・団体等の取り組み

- 防災や防犯における、自助、共助の重要性を学ぶ場を作りましょう。
- 地域の防災リーダーとして防災士を増やしましょう。
- 地域の安全・安心体制を整備するため、関係機関・団体との連携を進めましょう。
- 地域での見守り活動等を通じて、犯罪や非行のない地域づくりを進めましょう。

行政の取り組み

取り組み	内 容	担当課
地域の防犯活動の推進	地域、関係団体等との協働により防犯体制を整備し、地域による見守り活動の推進や市民の防犯意識の向上を図ります。	生活環境課 学校教育課

再犯防止施策の推進	「社会を明るくする運動」に取り組み、地域における更生保護及び再犯防止への理解を深めます。 支援を必要とする人が適切な行政サービスを利用できるしくみや包括的な相談体制づくりができるよう、重層的支援体制整備事業と一体的に進め、更生保護に携わる関係機関と連携し、施策を効果的に推進します。	住宅建築課 社会教育スポーツ課 地域共生社会推進課
☑ 避難行動要支援者の避難体制整備	避難行動要支援者同意者名簿を地域の区、自治会、民生委員と共有し、有事に備えた見守り活動を推進します。 避難行動要支援者のレベルにより、専門職も関わりながら、個別避難計画作成を推進します。災害時に備えた平時からの避難行動要支援者同意者名簿 ^{*18} の積極的な活用等、避難支援の充実図ります。	危機管理課 すこやか支援課 長寿福祉課 地域共生社会推進課 障がい福祉課
☑ 福祉避難所の体制整備	災害時に障がいのある人や個別の支援が必要な配慮を要する人が安心して避難生活が送れるよう、福祉避難所の開設ガイドラインの作成をします。 また、協定締結施設と日常のヒアリング等を通じて顔の見える関係づくりに努め、有事の際スムーズに開設運営できるように支援します。	危機管理課 地域共生社会推進課

(4) すべての人の権利を守る取り組み

すべての人は、尊厳を持ってその人らしい生活を送る権利を持っています。高齢になっても障がいがあっても自分の意志が尊重され、その人らしく暮らすことができる地域づくりに取り組んでいきます。

市民の取り組み

- 自分らしく最期まで生活できるよう、自分の望む生活について考えてみましょう。
- 「終活」や「もしものとき」のことを家族や友人と話し合ってみましょう。
- エンディングノートを活用してみましょう。

地域・団体等の取り組み

- 「終活」や「もしものとき」のことを話すことが当たり前の地域になるような地域づくりに取り組んでみましょう。
- 加齢や疾病により自ら判断することが難しくなった場合に、本人の意思を尊重し、望む暮らしを共に考え、伴走する支援を行いましょう。

行政の取り組み

取り組み	内 容	担当課
☑️権利擁護の促進	権利擁護の促進：権利擁護支援が必要な人を把握し、支援を行うために、NPO 法人ぱんじー、甲賀市社会福祉協議会、その他関係機関と連携します。本人の意思を尊重し、本人の望む暮らしを共に考え伴走する支援をおこないます。	すこやか支援課 長寿福祉課 地域共生社会推進課 障がい福祉課
成年後見制度の利用促進	広域にて策定中である『甲賀圏域権利擁護支援推進計画』に基づき、判断能力が不十分で日常生活に支障のある高齢者や障がいのある人に対する支援の充実や制度の周知を図ります。	すこやか支援課 長寿福祉課 地域共生社会推進課 障がい福祉課
☑️身寄りのない方への体制整備	高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯が年々増加しています。この状況を関係者間で共通認識として高齢者の困りごとや権利擁護について理解を深め、地域の共通ルールを整備していきます。	地域共生社会推進課
☑️終活に備えた風土づくり	死後のことを生前に考えることは「縁起でもない」、「タブー」とされていますが、自分の望む人生を最期まで自分らしく生活していくために、「もしもの時のこと」を考えることはとても大切です。「終活」について周りと話すことがごく当たりまえの地域になるよう風土づくりに取り組みます。	地域共生社会推進課

(5) きめ細やかなサービスの提供と質の確保 ●●●

誰もが、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、きめ細やかな福祉サービスの提供を推進します。

また、あらゆる人、世代が必要とする支援に対して、質の高い福祉サービスの確保を図ります。

市民の取り組み

- 自らに必要な福祉サービスを把握しましょう。
- さまざまな方法により福祉ニーズに関する情報を取得しましょう。

地域・団体等の取り組み

- 容易に移動ができない方に対して、地域の力で支援できる方法を探しましょう。
- 関係機関、事業者等と連携し、地域における総合的な福祉サービスが提供できる拠点を作りましょう。

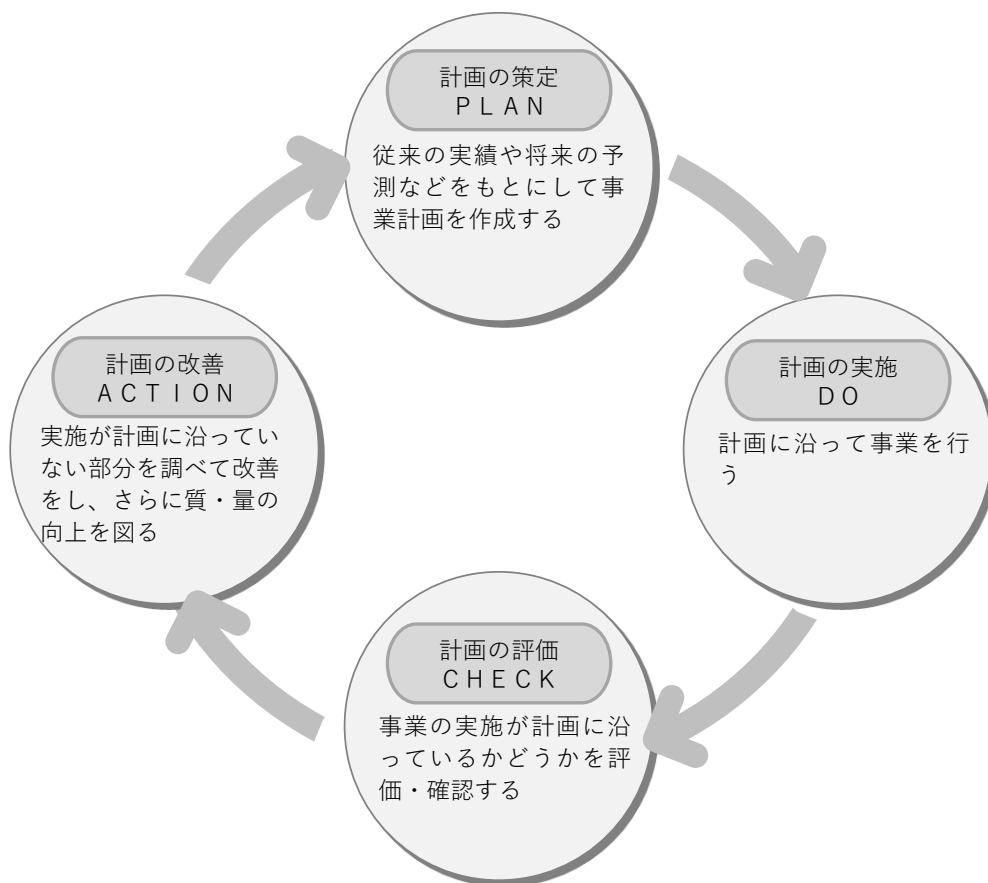
行政の取り組み

取り組み	内 容	担当課
移動支援の充実	市民の日常生活に欠かすことができない移動について、地域とともに考え、特に高齢者や障がいのある人に対する支援の充実を図ります。	公共交通推進課 長寿福祉課 障がい福祉課
こまやかなサービスの充実	高齢者や障がいのある人等がより安心して暮らすことができるよう、多様な福祉サービスの充実と必要な支援の提供を推進します。	すこやか支援課 長寿福祉課 地域共生社会推進課 障がい福祉課
子育て世代への支援の充実	子育て世代への支援サービスを充実させるとともに、地域の中で支え合うことができる支援体制の充実を図ります。	子育て政策課 保育幼稚園課 学校教育課 すこやか支援課 家庭児童相談室
圏アウトリーチを通じた継続的支援事業	必要な支援につながりにくい人への支援を進めるに当たっては、地域のネットワークを通じて地域の状況に係る情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築し、潜在的な支援ニーズを有する者の存在を早期に把握することが重要です。	政策推進課 子育て政策課 発達支援課 すこやか支援課 長寿福祉課 地域共生社会推進課 障がい福祉課 生活支援課

計画の進行管理

本計画をより実行性のあるものとするために、第4章にある行政の取り組みについては、各所管事業について年度ごとに事業の評価・検証を行います。「新しい豊かさ」の創造や「つながりの再構築」の真価は、そのプロセスのひとつひとつの歩みの中で形づくられていくものです。そのような性質から、数値を基にした事業評価のみならず取り組みの実践における評価・検証を実施します。

計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。このサイクルは、事業ごとにPLAN(計画の策定)→DO(計画の実施)→CHECK(計画の評価)→ACTION(計画の改善)と回り、再度、見直し後のPLANにもどり、改善点を把握し、新たなサイクルを回すことにより、取り組みの継続的な改善を繰り返していきます。これにより、計画を進行管理しながら施策の全体の改善及び向上へとつなげていきます。



資料編

甲賀市地域福祉計画審議会 委員名簿

(敬称略)

構成区分	団体等名称	団体等での役職	氏 名
	公募	—	飯星 友美
	公募	—	山本 尚路
	公募	—	市原 克夫
学識経験を有する者	龍谷大学社会学部	教 授	栗田 修司
地域福祉関係団体の代表者	甲賀市民生委員児童委員協議会 連合会	会 長	富岡 正義
	甲賀市身体障害者更生会	会 長	増田 定雄
	甲賀市手をつなぐ育成会	—	辻 淳子
	ゆうゆう甲賀クラブ	会 長	田中 稔
	甲賀市ボランティア連絡協議会	会 長	田中 のぶ子
	子育て応援☆CHEERS STATION	代 表	坂上 文香
社会福祉事業関係団体の職員	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会	会 長	林 善彦
	社会福祉法人さわらび福祉会	理事長	金子 秀明
	社会福祉法人近江和順会 特別養護老人ホーム レーベンはとがひら	施設長	生田 雄
	社会福祉法人甲賀学園 児童養護施設 鹿深の家	施設長	春田 真樹
	特定非営利活動法人ぱんじー	所 長	桐高 とよみ

【任期 委嘱の日から令和7年3月31日まで】

用語解説

・成年後見制度

成年後見制度には、法定後見と任意後見の2つがあります。法定後見制度は、既に判断能力が不十分なときに、申立により家庭裁判所によって選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。任意後見制度は、将来、判断能力が不十分となったときに備えるための制度です。

・コミュニティ

一定の地理的範囲に居住し、地域性と共同意識を持つ人々の集合体をさします。

・自治振興会

区・自治会をはじめ、各種団体・NPO・企業等の参加により組織化され、地域の関係団体等が連携・協力し、区及び自治会だけでは解決できない広域的課題の対応や、地域の特性を生かしたまちづくりをすすめるための組織です。自治振興会では、地域が目指す将来像を描き、多くの人が関心と愛着を持って特色ある地域をつくっていきます。

・NPO

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

・ひきこもり

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成22年5月19日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」をいいます。

・アウトリーチ

直訳すると、「外に手を伸ばす」ことを意味します。福祉分野では、「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のことをいいます。

・DV（ドメスティック・バイオレンス）

「配偶者や恋人等の親密な関係にある（あった）人からふるわれる暴力」のことを言います。また、DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合もあり、近年ではDV対策と児童虐待対策との連携強化が求められています。

- ・ **ライフサイクル**

人の出生から死亡までを一周期とした過程のことを言います。また、進学、就職、結婚、出産、退職などの出来事によって変化する生活の一連の流れをさす場合もあります。

- ・ **クロス人材・リンクワーカー**

人のしあわせのために、人や地域・社会資源へのつながりをつくる人

- ・ **バリアフリー**

障壁（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味します。近年では、より広い意味で、高齢者や障がい者だけでなく、すべての人にとって日常生活の中に存在する様々な（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。

- ・ **ピクトグラム**

不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形です。

- ・ **情報アクセシビリティ**

「近づきやすさ」「得やすさ」などと訳される言葉です。なかでも情報アクセシビリティは、情報システムの「利用しやすさ」を表す言葉で、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報にたどりつけ、利用できることをいいます。

- ・ **ユニバーサルデザイン**

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方で、バリアフリーの考え方をさらに進めたものです。施設や設備などにとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

- ・ **健康寿命**

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいいます。

- ・ **避難行動要支援者同意者名簿**

普段からの地域での見守りや避難支援の実施につなげることを目的に甲賀市地域防災計画に定める避難行動要支援者名簿掲載者に、消防、警察、区・自治会および民生委員・児童委員等の避難支援等関係者へ名簿情報を提供することの同意確認を行い、作成した名簿です。

甲賀市重層的支援体制整備事業実施計画

甲賀市重層的支援体制整備事業実施計画

令和 7 年 4 月

甲賀市地域共生社会推進課

はじめに

少子高齢化、人口減少、核家族化、未婚・晩婚化等により、家族や地域のつながりや機能が変化する中、改正社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)において、重層的支援体制整備事業が創設されました。

これまでの社会保障制度は、高齢者、障がい、子ども、生活困窮の分野別に、典型的なリスクを対象として、専門的な支援を充実させてきました。しかしながら、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりのように、複数の課題が複雑に絡み合っている世帯や、どの制度にも当てはまらない狭間のニーズ等、従来の支援体制ではケアしきれない事例が顕在化してきました。また、社会的孤立を背景にして、課題を抱えながらも必要な支援が届かないままに状況が深刻化する事例も増えています。

本市では、第 2 次甲賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画(計画期間：平成 29 年度～令和 10 年度)において、地域社会の変容と、直面する新たな課題に対応するため、地域、行政、関係機関等が協力し、地域共生社会の実現に向けた取組みの一環として、重層的支援体制整備事業を実施します。

1 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業では、従来の縦割りを解消し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を柱として、これら 3 つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①～⑤までの事業を市として一体的に実施するものです。

本市においても、この事業への取り組みを通じて、部局横断的な連携体制を強化し、地域共生社会の実現をめざしていきます。

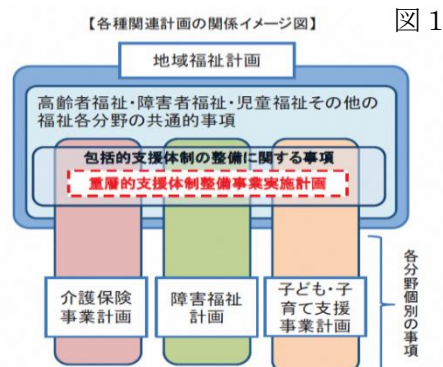
2 計画策定の趣旨

(1) 計画の位置づけ

本計画の内容は、「第 2 次甲賀市地域福祉計画」(計画期間：平成 29 年～令和 10 年度)の基本方針「地域で支えるしくみづくり」、「適切な支援へつなげる体制づくり」、「健康で安心な生活ができる暮らしづくり」の中の取り組みについて具体的に規定するもので、地域福祉計画の取り組みの中の地域づくりと密接な関係があるので両計画を一体的な計画として位置づけます。

本計画は、重層的支援体制整備のために必要な固有事項に特化した内容を記載するもので、地域福祉計画をはじめ、各分野の事業計画との調和を保ち整合性を図るものとします（図1）。

また、本計画については甲賀市地域福祉計画の次期見直しまでの間は、庁内の実施計画とします。



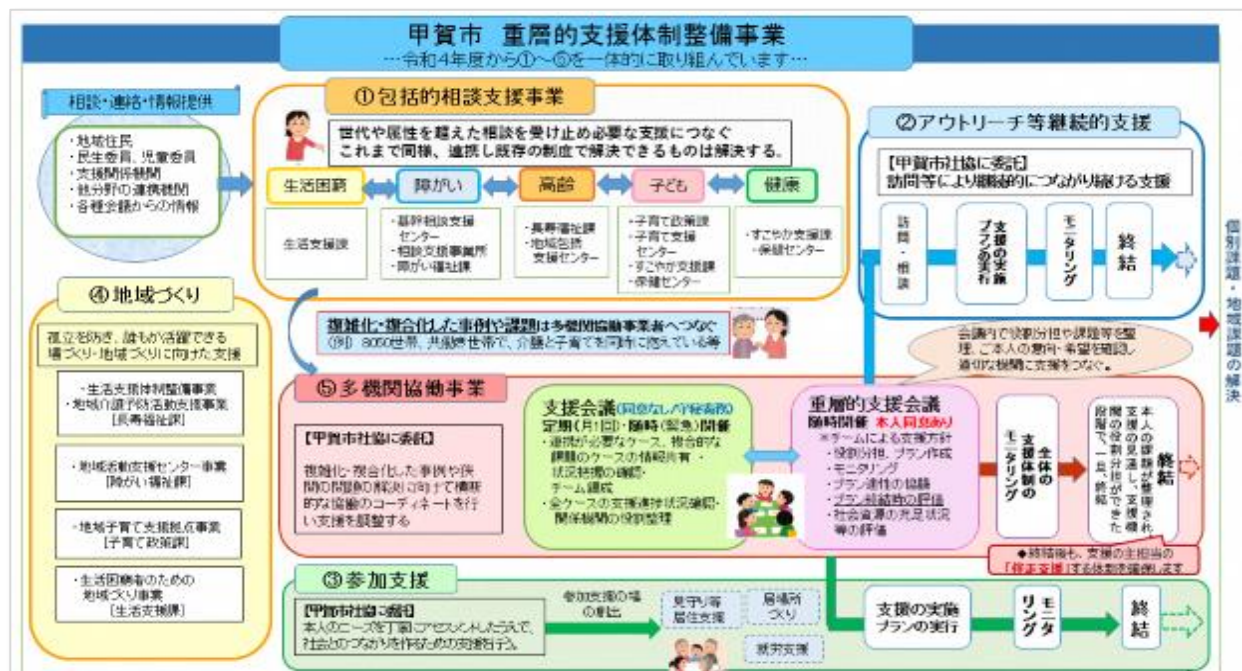
(2) 計画期間

計画期間は、令和7年～10年度とし、甲賀市地域福祉計画の次回見直しにあわせて、本計画の位置づけについても再検討を行う予定です。また、PDCA サイクルに基づき、各年度において実績に対する評価を行い、改善点については随時見直しを行いつつ取り組みを進めます。

(3) 策定体制及びプロセス

(ア) 市行政内部の計画策定体制

本計画の位置づけからも、市行政全体での共通認識と取組が不可欠な事業であり、関係部局が一堂に会した協議体の構築が求められることから、次長、課長級で組織されたプロジェクト会議や重層的支援体制整備事業庁内連携会議にて協議し、計画策定に向けた意見を聴取しながら策定していきます。



※甲賀市の体制イメージ図

また、本計画は地域共生社会の実現に向けた諸施策の企画及び庁内連携に関する事項であるため、市長を本部長とする地域共生社会推進本部会議にて、共通認識を図ることとします。

3 甲賀市における重点取組

取組の指針

一人の困りごとを地域の困りごとと捉え、甲賀市のしくみ(政策)にまで押し上げる

(1) ひきこもりの方への支援（テーマ型）

一人の生きづらさを丸ごと受けとめ、多機関協働により支援会議や重層的支援会議を開催し、自宅訪問等（アウトリーチ）を繰り返しながら関係性を築き、本人の状態や希望に応じて、必要な社会資源の情報提供、医療や福祉サービス等へのつなぎを行います。

上記のとおり、重層的支援体制整備事業にある5事業を一体的に実施することが求められる最たるテーマが「ひきこもりの方への支援」だといえます。ひきこもりをはじめとする孤立・孤独状態にある人の正しい情報を見える化し啓発に工夫しながら、分野を越境し市内全体、市全体で「甲賀市のひきこもり支援をどうするのか」という問いを立て、仕組みづくりの段階から協働して取り組んでいきます。ひきこもりの方への支援体制は、ひきこもり支援のみならず、その他の狭間の困りごとに対する支援体制の道標ともなり、普遍性の期待できる仕組みであると考えます。

また、社会参加のあり方は多様ですが、まず、就労につなげる支援体制の整備が必要であります。「働くこと」は経済的自立の実現に向けた手段のみならず、一人ひとりの豊かな暮らしの実現に深く関わります。

物理的・心理的・社会的な就労を妨げるさまざまな要因を抱える人の就労支援、就労促進に向けては、福祉部局と商工労働部局を中心とした関係機関の協働が求められます。今後の支援体制及び支援方針は、「第2次甲賀市就労支援計画」を本実施計画に盛り込み、その計画を基にして関係機関と連携・協働していきます。

(2)居場所の創設応援事業（参加支援事業）

地域共生社会の実現に向けて、ひとり一人の自律を叶える「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援は強化すべき機能です。この参加支援は、本人や世帯が地域社会との関わり方を自らで選び、役割を見出せるように多様な接点を確保することを目的としています。既存の取組だけでは対応できない狭間のニーズに対応するため、本人や世帯の抱える課題を把握し、地域の社会資源との間に入って調整し（コーディネート）、うまく組み合わせる（マッチング）事業です。

このコーディネートとマッチングは、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合わせて、試行錯誤しながらオーダーメイドで居場所を創っていくこととなります。行政は関係者・関係団体の主体性を尊重し、手を離さずに応援し続けます。

(3)社会福祉法人との連携・協働（関係団体との連携）

市内には社会福祉協議会をはじめとし、子ども、障がい、高齢分野の社会福祉法人が数多くあります（甲賀市が所轄庁となる法人は14法人）。地域共生社会の実現に向けて、各法人がこれまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を生かしながら、社会福祉事業の実施や「地域における公益的な取組」の実践等を通じて、地域において主体的な役割を果たしていくことが期待されます。また、法人がこうした役割を積極的に果たしていくためには、市から法人への働きかけも重要となります。

具体的には、地域のニーズとこれに対応する社会資源の状況等を踏まえつつ、新たな「地域における公益的な取組」の創出に努めるとともに、これらの取組と重層的支援体制整備事業との間で積極的に連携を図ることとします。令和5～6年度は、その素地を整えるため、行政と各法人が対話を重ねる場を用意していきます。

(4)身寄りのない方への支援（テーマ型）

血縁、地縁、社縁がその機能を果たし難くなった昨今において、他者との関係性を欠き、社会から孤立した状態で生涯を閉じる孤立死が、本市においても増加傾向にあります。また、独居高齢者だけではなく若年層の孤立死もみられます。地域共生社会の実現は、「社会的孤立の防止」であり、孤立死の増加は重層的支援体制整備事業が上手く機能しなかった結果だと言えます。

身寄りのない人の「死後事務」の仕組みを多機関協働で整備することをスタート地点とし、そこから「いかに孤立死を防ぐか」といった予防的視点を加えて甲賀市版のガイドラインを作成していきます。

構成員は、庁内連携メンバーのみならず、司法書士会や社会福祉法人等の外部機関にも協力を要請し、対話を重ねて合意形成を図っていきます。

4 重層的支援体制整備事業の実施内容

(1) 包括的相談支援事業

介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野の相談支援事業者や地域福祉活動センター、地域市民センター、地域包括支援センター、保健センター等が連携し、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。単独の相談支援事業者では解決が難しい場合には、各支援関係機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。設置形態は既存の拠点、支援関係機関間で連携を図る基本型とします。

ア 地域包括支援センターの運営事業（設置箇所数：5）

介護保険法に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプラン作成等の支援を行います。

名称	所在地	形態
水口地域包括支援センター	甲賀市水口町水口 5607 番地(水口保健センター内)	直営
土山地域包括支援センター	甲賀市土山町北土山 1715 番地(土山地域市民センター内)	委託
甲賀地域包括支援センター	甲賀市甲賀町大久保 507 番地 2(甲賀保健センター内)	委託
甲南地域包括支援センター	甲賀市甲南町野田 810 番地(甲南地域市民センター内)	直営
信楽地域包括支援センター	甲賀市信楽町長野 1251 番地(信楽開発センター内)	委託

イ 相談支援事業

障害者総合支援法に基づき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行うとともに、障がい者虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等、対象者の権利擁護を目的とした援助を行います。

○基幹相談支援センター（設置箇所数：1）

名称	所在地	形態
甲賀市・湖南市障がい者 基幹相談支援センター	湖南市中央 1 丁目 1 番地 1 湖南市共同福祉施設 1 階	委託

○障害者相談支援事業（設置箇所数：5）

名称	所在地	形態
甲賀地域ネット相談サポートセンター	湖南市西峰町 1-1	委託

地域生活支援センターしろやま	甲賀市水口町本町二丁目 2 番 27 号	委託
しがらき地域生活支援センター「うろむろ」	甲賀市信楽町勅旨 2392 番地 14	委託
相談支援センターろーぶ	甲賀市水口町本綾野 1978-7	委託
支援センターこのゆびとまれ(サテライト)	甲賀市水口町新城 648	委託

ウ 利用者支援事業

○基本型(設置箇所数：5)

児童福祉法、子ども・子育て支援法に基づき、市が設置する子育て支援センターに利用者支援専門員を配置し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、保健・医療・福祉等関係機関との連絡調整等を実施します。

名称	所在地	形態
水口子育て支援センター	甲賀市水口町水口 5607 番地	直営
土山子育て支援センター	甲賀市土山町北土山 1715 番地	直営
甲賀子育て支援センター	甲賀市甲賀町大久保 507 番地 2	直営
甲南子育て支援センター	甲賀市甲南町野田 810 番地	直営
信楽子育て支援センター	甲賀市信楽町長野 1251 番地	直営

○母子保健型(設置箇所数：5)

子ども・子育て支援法及び母子保健法に基づき、母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、母子保健サービスと子ども支援サービスを一体的に提供します。また、関係機関との連絡調整を行い、きめ細やかな支援を実施します。

名称	所在地	形態
水口保健センター	甲賀市水口町水口 5607 番地	直営
土山保健センター	甲賀市土山町北土山 1715 番地	直営
甲賀保健センター	甲賀市甲賀町大久保 507 番地 2	直営
甲南保健センター	甲賀市甲南町野田 810 番地	直営
信楽保健センター	甲賀市信楽町長野 1251 番地	直営

エ 自立相談支援事業(設置箇所数：1)

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態に合ったプランを作成し、必要なサービス提供につなげます。また、就労支援員による就労支援、家計相談員による家計の立て直しの支援、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発に取り組みます。

名称	所在地	形態
甲賀市生活支援課	甲賀市水口町水口 6053 番地	直営

(2) 地域づくり事業

各事業の対象者の居場所を確保した上で、すべての地域住民を広く対象として、地域における交流の場や居場所の確保を進めていきます。

また、地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と社会資源」をつなぎ、顔の見える

関係性や気かけあう関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけを行います。

ア 地域介護予防活動支援事業【一部委託】

介護予防活動の地域展開を目指して、いきいき 100 歳体操やサロンをはじめとする介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動に対し、地域の実情に応じた支援を行います。

また、介護予防ボランティアポイント制度は、社会福祉施設や NPO 事業にボランティアとして高齢者が参加しポイントを付加し、役割づくりと社会参加を促すものです。

イ 生活支援体制整備事業【委託】

市内の中学校区の生活圏域ごとにある 5 つの地域福祉活動センター（社会福祉協議会）に委託し、生活支援コーディネーターを兼任し、地域における高齢者の生活支援の基盤整備を行います。また、ご近所福祉推進協議会を生活支援サービスの体制整備のための協議体に位置付けます。

ウ 地域活動支援センター事業(設置箇所数：3)

障がい者等の通いによる創作的活動または生産活動等の機会の場を設置します。

名称	所在地
地域活動支援センターしろやま	甲賀市水口町本町二丁目 2 番 27 号
支援センターこのゆびとまれ	湖南市大池町 10-1
地域活動センターバンバン	湖南市西峰町 1-1

エ 地域子育て支援拠点事業(設置箇所数：5)

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。

名称	所在地	形態
水口子育て支援センター	甲賀市水口町水口 5607 番地	直営
土山子育て支援センター	甲賀市土山町北土山 1715 番地	直営
甲賀子育て支援センター	甲賀市甲賀町大久保 507 番地 2	直営
甲南子育て支援センター	甲賀市甲南町野田 810 番地	直営
信楽子育て支援センター	甲賀市信楽町長野 1251 番地	直営

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

地域の生活困窮者等の支援拠点において、福祉課題を把握し、課題解決に向けた検討を行う取り組みを進めます。地域住民組織、福祉サービス事業者等と連携することにより、地域の支援システムづくりを推進します。

(3) 多機関協働事業等

以下の多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業は、重層的支援係が実施します。

ア 多機関協働事業【委託】

複雑化・複合化した支援ニーズを有し、支援関係機関の通常の連携体制による解決が困難なケースについて、重層的支援係が支援関係機関からの要請を受け、役割分担や支援の方向性の整理等、支援の調整を行います。必要に応じて重層的支援会議を開催し、支援関係機関と協議を行い

ます。

イ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【委託】

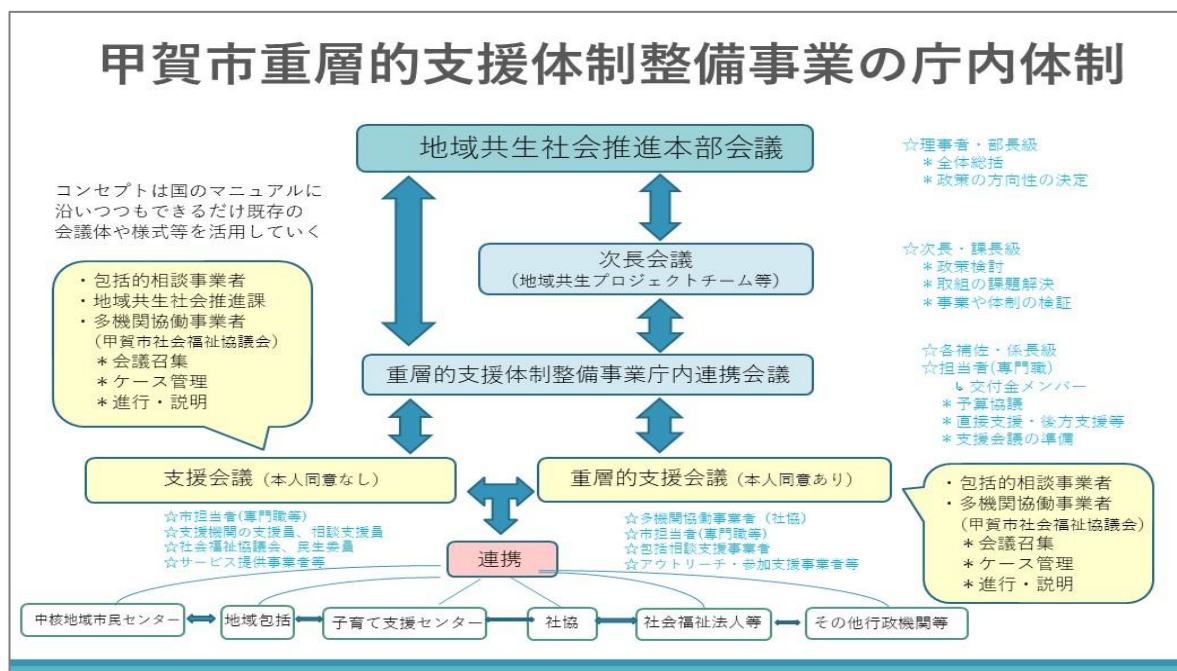
長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、支援ニーズを抱えながらも自ら支援を求めることのできない人や、支援につながることに拒否的な人に対し、支援を届けます。まずは、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を行います。本人とのつながりが形成された後は、必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討し、適切な支援関係機関等につなぎます。

また、対象者に関する情報を幅広く収集するため、支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、潜在的なニーズを抱える人の存在に気づき、相談しやすい連携体制の構築を進めていきます。

ウ 参加支援事業【委託】

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人に対し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うほか、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援メニューを生み出していきます。社会参加の場につながった後は、定着に向けて一定期間フォローアップを行います。

5 庁内体制



(1) 重層的支援会議

本人から同意の得られたケースについて、支援関係機関間で支援方針の共有や役割分担を行うことを目的として開催します。包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関等からの要請を受け、地域共生推進係が会議の調整等を行います。

(2) 支援会議

本人から同意が得られていないが、緊急性のあるケースや、早期に支援体制の検討を進める必要のあるケースについて、支援関係機関間で情報共有や支援体制の検討を行うため、守秘義務を設けた支援会議を開催します。

(3) 庁内連携会議

健康福祉部(地域共生社会推進課、すこやか支援課、保健センター、長寿福祉課、地域包括支援センター、障がい福祉課、生活支援課、家庭児童相談室)、こども政策部(発達支援課、子育て政策課)、総合政策部(政策推進課、市民活動推進課)、教育委員会及び甲賀市社会福祉協議会から構成される会議において、重層的支援体制整備事業の実施に関する情報提供や意見交換、本実施計画の策定等を行います。

第2次甲賀市地域福祉計画

〈令和6年度見直し版〉

平成29年7月 策定

令和7年3月 見直し

発行：甲賀市

編集：健康福祉部地域共生社会推進課

〒528－8502 甲賀市水口町水口 6053 番地

電話 0748－69－2155 / FAX 0748－63－4085

E-mail koka10253000@city.koka.lg.jp